

第1編 地震・津波災害対策

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編	
	第1編 地震・津波災害対策
計画編	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

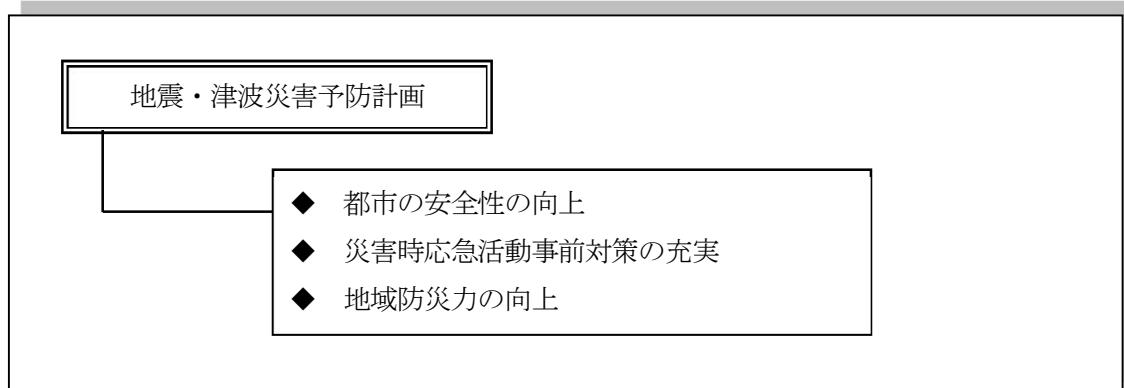
第1章

地震・津波災害予防計画

【地震・津波災害予防計画の体系】

地震・津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心なまちの実現を目指し、必要な予防対策を、県、関係機関等と連携しながら一丸となって推進します。

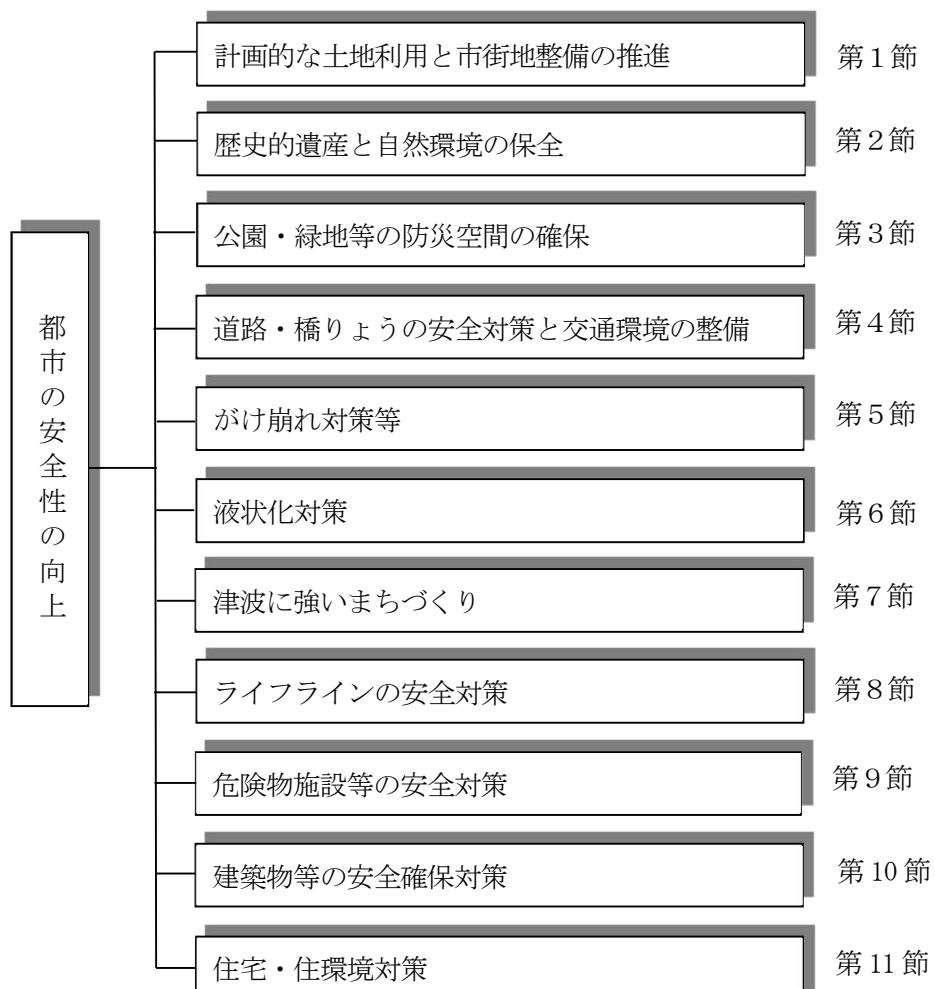
また、計画の推進にあたっては、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に取組を推進します。



◆ 『都市の安全性の向上』の構成

『都市の安全性の向上』では、災害の発生に備え、市の都市計画や公共事業等を実施するにあたり、都市の防災化を推進し、災害時において被害を最小限に防止するために必要な事項を定めます。

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-----	---------------	-----------	--------------	-------------

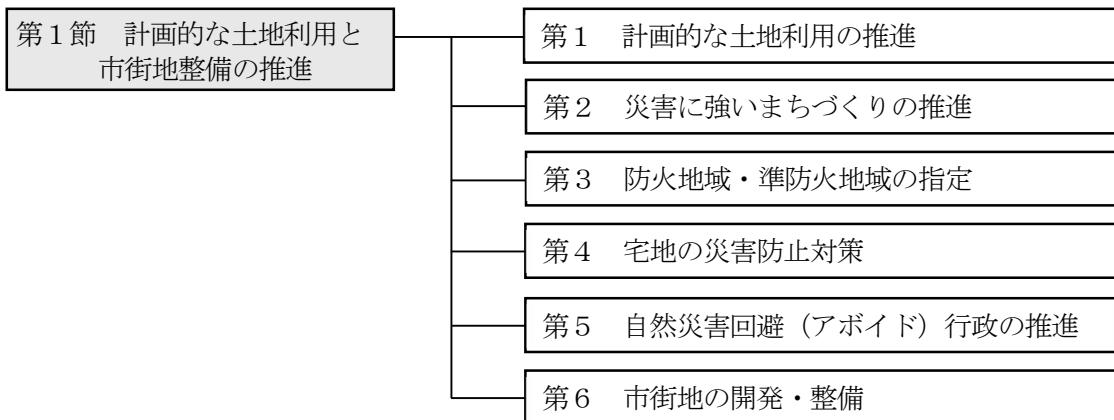


第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

【施策の方向】

市及び関係機関が実施する各種都市基盤整備関連事業等を、都市の防災化の観点からとらえるとともに、震災に対して被害を最小化する「減災」の考え方も踏まえ、これを総合的に推進し、都市構造の安全性を向上させ、地震に強い都市基盤の整備を実現するための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 計画的な土地利用の推進

災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することが基本であり、市は、都市マスター・プランや立地適正化計画等に基づき、計画的な土地利用や都市全体の都市機能と居住の誘導を図ります。

また、地震災害予防の観点から、市街地における上下水道、道路、公園等の整備や住工混在の解消等を推進します。

第2 災害に強いまちづくりの推進

本市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域ではありませんが、近接地域であるため、都市防災構造化対策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

このため、避難場所、避難路、防災公園等の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し防災機能の確保を図るため、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえ、鎌倉市都市防災基本計画の策定に取り組むなど、災害に強いまちづくりを推進します。

第3 防火地域・準防火地域の指定

市は、都市計画法第8条第1項第5号に基づく防火地域・準防火地域の指定には、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送道路、防災拠点等も考慮して、その拡大を検討します。

第4 宅地の災害防止対策

市は、事業者等に対し、宅地造成等規制法及び都市計画法の規定に基づき事業を許可し、安全性に配慮した指導を行い、宅地造成地に発生する災害防止を促進していきます。

また、市は、盛土の安全性を把握する調査を進め、市内にある大規模盛土造成地の位置や規模を示した「鎌倉市大規模盛土造成地マップ」を作成・公表しており、当該マップの周知を推進するとともに、市民に対し、平常時から宅地や周辺の擁壁等を点検し、安全の確保に努めるよう意識の啓発を図ります。

第5 自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市民に対し、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に伝えるとともに、自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

1 施策展開の方向性

- (1) より精度の高い自然災害に対する情報の収集・整備に努め、わかりやすい情報提供を行います。
- (2) 自然災害発生の危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な土地利用を誘導します。

2 推進事業

- (1) ハザードリスクの周知

市は、各種ハザードリスクを地図化して市民に提供します。

- (2) 安全な土地利用の誘導

市は、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して、安全な土地利用を誘導します。

3 自然災害発生危険箇所の把握

自然災害発生の危険性が高い場所の把握のため、市は引き続き、国や県等と協力して、自然災害に対する詳細な危険箇所調査を実施していきます。

第6 市街地の開発・整備

市は、「第3次鎌倉市総合計画」、「鎌倉市都市マスタープラン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」等に基づき、市街地整備を進めており、今後も、計画に位置付けられている市街地開発・整備事業をはじめ、防災上、整備等が必要と考えられる地区について、各種事業手法による整備を促進していきます。

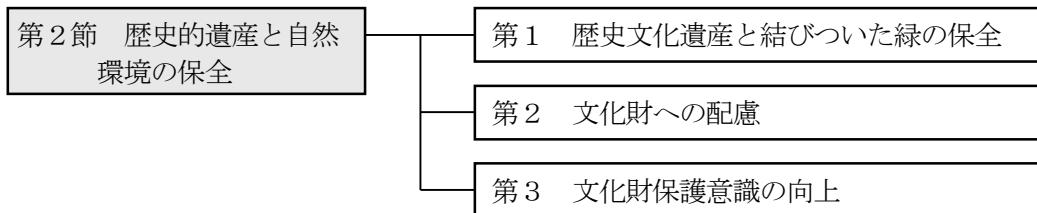
第2節 歴史的遺産と自然環境の保全

【施策の方向】

本市には、中世以来の建造物等数多くの文化財が存在していますが、大規模地震が発生した際には、これらの文化財にも影響が及ぶことが想定されます。

本節では、数多くの歴史的遺産を持つ都市として、歴史的遺産と自然環境の保全を図るための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 歴史文化遺産と結びついた緑の保全

国指定史跡や歴史的風土特別保存地区をはじめ、重要な歴史文化資源と結びついた緑は、火災時の延焼防止機能を有することから、その保全に努めます。

また、これらの緑が分布する地域の多くでは、がけ崩れ、土石流のおそれがある箇所も含まれていることから、安全対策を併せて推進します。

第2 文化財への配慮

1 文化財災害の予防

- (1) 市及び市教育委員会は、文化財所有者及び管理者等と連携を図りながら、文化財を保護するための事前対策や応急対策等について情報の共有化を図ります。
- (2) 市及び消防本部は、文化財防火データを中心に、文化財保有社寺等において、関係者を含む合同の消防総合訓練や立入検査を実施し、文化財保護の予防対策の推進を図ります。

また、消防本部は、自動火災報知設備、放水銃、屋外消火栓等の消火設備を設置するよう、指導に努めます。

2 被災文化財の修復・再生

- (1) 市及び市教育委員会は、歴史的風致形成建造物等を地震災害から守るために、必要に応じて耐震調査や改修設計、内外装の修繕等を実施します。
- (2) 市及び市教育委員会は、史跡等の文化財について、映像、図面等による災害発生前の状況の詳細な記録保存等、被災文化財の修復・再生のための対策を検討します。
- (3) 市は、平常時から災害時における文化財と一般廃棄物のがれき等との混合防止対策について協議・検討を行います。

第3 文化財保護意識の向上

市及び市教育委員会は、県教育委員会と協力し、関係機関をはじめ、広く市民等に対し文化財保護意識の啓発に努めるとともに、文化財の所有者、管理者等に対し、地震災害対策の事前対策、応急対策等の必要性について啓発し、文化財保護意識の向上を図ります。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

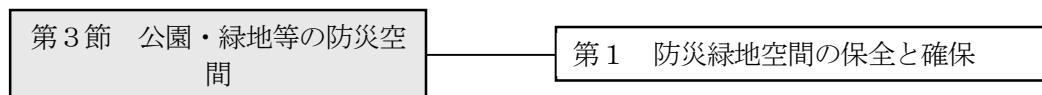
第3節 公園・緑地等の防災空間の確保

【施策の方向】

公園・緑地の確保は、災害時には、避難場所や救出・救助の活動拠点、緩衝帯となることが想定され、地域住民の安全・安心を確保していくうえで重要です。

本節では、緑を基盤とした安全性の高い都市空間を形成するための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 防災緑地空間の保全と確保

都市公園（街区公園、地区公園、総合公園、風致公園等）、緑地、一団の農地は、災害発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するほか、ふく射熱の遮断等にも有効であり、防災上重要な役割を担っています。

また、街路樹や植栽帯等についても、火災延焼の防止機能や地震時に沿道の建物が道路側に倒壊することを防ぐ建物倒壊防止の機能が認められます。

市は、「鎌倉市緑の基本計画」（令和4年（2022年）3月改定）等に基づき、防災機能も考慮した公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹、民有地等の緑化を推進します。

1 都市の安全性を高める緑地の保全・創造

- (1) 減災の観点から、市街を分節してふく射熱が軽減できる緑地の保全・創造を図ります。
- (2) 指定避難所（ミニ防災拠点）や避難場所となる学校の敷地、都市公園等での防災・減災機能を向上させる緑化を推進します。

2 都市公園の計画的整備

- (1) 市は、防災公園街区整備事業等を活用し、防災機能を備えた公園の整備を推進します。
- (2) その他の都市公園等についても、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を図ります。

3 市街地の安全性を高める緑のネットワーク形成

市は、市街地における地震火災によるふく射熱を軽減させるなど、安全な避難につながる緑を創造し、都市の安全性を向上させる緑のネットワークの形成に努めます。

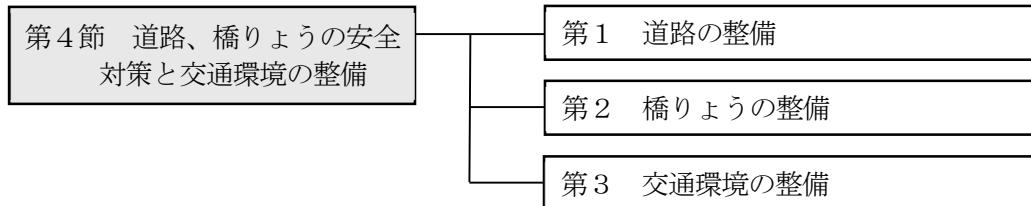
第4節 道路・橋りょうの安全対策と交通環境の整備

【施策の方向】

道路、橋りょう及び交通環境は、震災時において、避難、消防、救援活動等に重要な役割を果たすとともに、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有しています。

本節では、防災都市づくりの骨格として、災害に強く、信頼性の高い道路網及び橋りょう並びに道路交通環境の整備に係る基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 道路の整備

本市の都市計画道路の整備率は全般に低く、平日・休日ともに慢性的に混雑した状況となっています。なかでも、鎌倉地域の道路網は、基本的に中世の形態を引き継いだものであり、歴史的環境の保全等、様々な制約を抱えていますが、災害時における救援物資の輸送道路の機能確保や救援活動等の円滑化を図るための対策を促進します。

1 道路の整備

- (1) 市は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や市街地と高速道路とのアクセス強化等に必要な道路ネットワーク整備を国や県と一体となって進めます。
- (2) 市は、道路施設の計画的な修繕等、安全な道路環境の整備を図ります。

2 電線類の地下埋設化

市は、ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保、防災活動の円滑化のため、関係事業者と協力し、電線類の地中化を促進します。

3 う回路の調査

市は、被災した道路の早期復旧が困難で交通に支障を来す場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。

第2 橋りょうの整備

市は、老朽化した橋りょうについて、「鎌倉市橋りょう長寿命化修繕計画」（平成25年（2013年）3月）に基づき、計画的に修繕等を実施します。

また、その他の橋りょうについても、良好な状態を維持するため、定期点検や清掃等の維持管理に努め、災害に備えていきます。

第3 交通環境の整備

1 災害に備えた道路交通環境

本市は、地理的条件から、災害時における道路交通の確保が極めて重要であり、次のようなハード・ソフト両面からの交通環境の充実に努めます。

- (1) 交通安全施設の補強等による耐震性の向上
- (2) 災害発生時の適切な交通規制
- (3) 災害発生時における放置車両等の排除措置
- (4) 災害発生時における道路交通情報提供の充実
- (5) 災害に備えた道路通行の安全の確保

2 公共交通機能の向上策の検討

高齢化の進展とともに、地域で安心して住み続けられ、暮らしやすいまちづくりが求められている中で、地域に密着した公共交通の重要性はますます高まっています。こうした背景を踏まえ、地域公共交通の維持とあり方について計画の策定を進めます。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第5節 がけ崩れ対策等

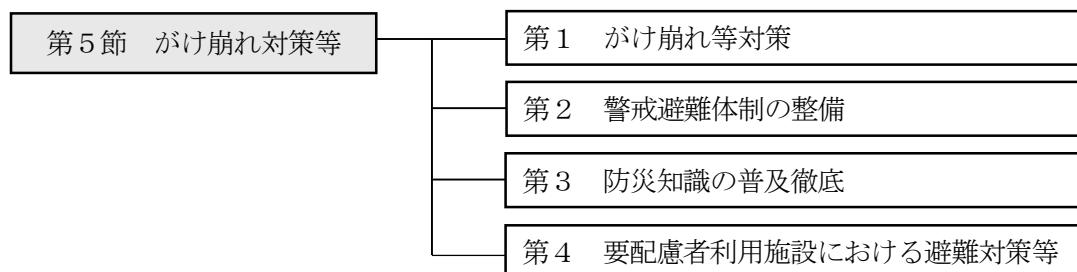
【施策の方向】

本市では、市内各地に急傾斜地が存在し、土砂災害が比較的起こりやすい地形条件を有しています。また、市街地が山裾まで迫っているため、土砂災害に対してぜい弱な構造を有しています。更に、市街地の住宅地等に隣接する急しゅんな斜面樹林地の多くは、間伐、伐採等の管理頻度が低下したことで、土砂災害や倒木等の危険性が高まっています。

このため、危険区域を把握するとともに、市民への危険区域の周知や土砂災害を回避するための安全な土地利用の誘導、避難体制の整備等の対策を講じる必要があります。

本節では、土砂災害の未然防止及び被害軽減のための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 がけ崩れ等対策

1 がけ崩れ等のおそれのある箇所の調査把握

市は、がけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や今後、新規の住宅立地等が見込まれる区域において、被害を及ぼすおそれのある箇所を県と連携しながら、調査・把握するとともに、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。

2 急傾斜地崩壊危険区域の対策

急傾斜地の崩壊が助長又は誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に該当する場合は、市は、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について、県に要望するとともに、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐための協力を要請します。

表 急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

項目	概要
指定基準	○傾斜度が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ ○がけ崩れにより、危害が生じるおそれがある住家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域

表 急傾斜地崩壊対策事業の概要（県の事業）

事業名称	対象の概要	内容
急傾斜地崩壊対策事業	○高さ5mを超える自然がけ ○崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施

3 がけ地対策事業の推進

市は、既成宅地におけるがけ崩れや土砂の流出等による災害の発生を防止するため、①災害発生のおそれがある箇所に擁壁や排水施設の設置や改造等の防災工事をする方、②がけ崩れを誘発するおそれのある樹木の伐採等の工事をする方に対し、「既成宅地等防災工事資金助成制度」について周知するとともに、活用を働きかけ、防災工事の促進を図ります。

表 既成宅地等防災工事資金助成制度の概要

内 容		
工事の種類	工事の内容	補助金の限度額
防災工事	落石防止網工（ネット）、コンクリート張り工等、がけの崩壊防止工事	工事費の1/2で、500万円が限度
伐採工事	伐採・枝払い等	工事費の1/2で、100万円が限度
助成対象の場所	宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域及びこれらと同程度の区域内で、高さがおおむね2m以上、勾配30°以上の斜面の崩壊等により、人家等に被害が生ずるおそれのある箇所。	
防災工事対象建物	予想される被災の人家が新築・建替してから10年を経過していること。	
伐採工事対象建物	予想される被災の人家が新築・建替してから5年を経過していること。 (対象樹木は直径15cm以上) ※竹は対象外	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 被害が予想される場所が道路（通行人）の場合は、建物の築年数に関係なく助成の対象となる。 人家を新築・建替する目的の工事は助成の対象から除外する。 公共団体や公共企業体、宅地造成を業とする者等は、助成の対象から除外する。 	

4 保安林内の防災対策

国又は県が指定した保安林から周辺住宅への土砂の流出、崩壊等による災害が予測される場合は、市は、その防止のために県が行う保安林治山事業に協力します。

第2 警戒避難体制の整備

1 警戒避難体制の整備

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難指示等の発令により、できるだけ早く立退き避難を行うことが必要です。

このため、市は、大きな揺れがあった場合等は、土砂災害の生じるおそれのある区域内や周辺住民に対して、躊躇することなく避難指示等を発令するなど、警戒避難体制の確立を図ります。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や市民等の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

気象庁は、地震の揺れの大きかった地域については、地震による地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報や土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用しており、市は、上記に留意し、市域に土砂災害警戒情報が発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール体制、地域住民及び関係機関への情報伝達体制等の整備を図ります。

3 避難措置

地震や余震に伴う土砂災害が発生するおそれがある場合、又は急傾斜地が崩壊し、その被害を拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難情報を発令し、被害の未然防止を図ります。

(1) 市長が発令する避難情報

ア 高齢者等避難（警戒レベル3）

土砂災害が発生するおそれがある場合や高齢者等が危険な場所から避難すべき状況にある場合に発令

イ 避難指示（警戒レベル4）

急傾斜地等が崩壊し、その被害が拡大し人命に危険を及ぼすと予想される場合等に発令

ウ 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に安全な避難ができず、命が危険な状況を示すもので、発令される前に避難を完了しておく必要があります。警戒レベル5は、必ず発令される情報ではありません。

4 避難情報の市民への伝達

市は、避難情報の伝達にあたり、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール等により、迅速かつ適切に市民に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。

なお、情報伝達にあたっては、要配慮者に十分配慮します。

また、異常発生時には、市民自ら的確な行動がとれる体制づくりを支援します。

第3 防災知識の普及徹底

市は、土砂災害ハザードマップ等の配布や広報紙での掲載等によるハザードリスクの周知や市民への土砂災害に関する知識の普及啓発を推進します。

特に、危険区域の市民に対しては、土砂災害の予防及び応急対策に関する知識の普及啓発に努めます。

また、土砂災害の前兆現象や災害時にとるべき行動について普及啓発に努めます。

第4 要配慮者利用施設における避難対策等

1 防災体制の確立

市は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るために、施設の所有者又は管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、地震発生時の防災体制の確立について指導・助言を行います。

2 避難確保計画の作成支援等

「土砂災害防止法」の改正により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成及び市長への提出、計画に基づく訓練の実施が義務となったことを受け、市は次のとおり実施します。

(1) 市は、土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定する場合は、県と連携して積極的に支援を行います。

また、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行います。

(2) 市は、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

第6節 液状化対策

【施策の方向】

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響され、河川の流域や埋立地、沿岸部等の主に砂質地盤がある地域においては、液状化の発生が懸念されます。

市では、大規模な構造物は地下深く、固い支持層まで杭を打つなど、液状化対策を指導してきましたが、戸建ての住宅等には対策工法の普及はまだまだ進んでいません。

本節では、こうした実情を踏まえ、液状化予防に係る基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 液状化に関する知識の広報・周知

市内における液状化の発生のおそれのある地域は、柏尾川や滑川等の河川の流域沿いに分布しています。

また、(財)神奈川都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに公開しています。

市は、県が平成27年(2015年)3月に公表した地震被害想定調査結果をもとに作成した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」等を活用し、液状化の危険度等についての広報・周知や情報提供を行います。

第2 液状化予防対策

市は、地震において液状化現象の発生が予想される地域に立地する公共施設について、適切な液状化対策を講じることにより被害の軽減に努めるとともに、他の一般建築物については、液状化対策工法等の市民への広報・周知を図ります。

第7節 津波に強いまちづくり

【施策の方向】

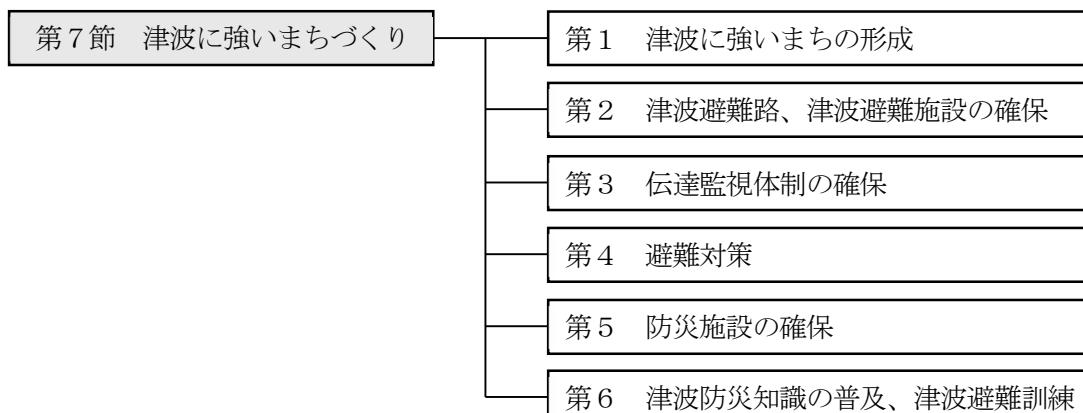
本市は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合、極めて短時間に津波の来襲が予測されており、計画的に津波防災対策を推進する必要があります。

津波対策を検討するにあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」（L2津波）と、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）の2つのレベルを考慮する必要があります。

また、「津波対策推進法」及び「津波防災地域づくり法」に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所、避難経路、津波避難施設の指定等の津波避難対策を実施する必要があります。

本節では、大規模地震に伴い発生する津波から本市の地域と市民の生命、身体及び財産を守るために、津波に強いまちづくりに向けた基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 津波に強いまちの形成

1 津波避難を考慮したまちづくり

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による高台への避難を原則としつつ、地域の実情を踏まえ、避難場所、避難路の確保等、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

なお、地理的条件や土地利用状況等により、このような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して、民間施設の活用や避難施設の新設による避難場所の確保等に努めます。

2 津波防災の観点からのまちづくり

市は、地域防災計画、都市計画、交通計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、日常の計画行政から関係部局による共同の取組を進め、津波防災の観点を取り入れたまちづくりを推進します。

3 公共施設、要配慮者利用施設等の津波対策

市は、公共施設、要配慮者利用施設を新設する場合は、できるだけ津波浸水の危険性の低い場所に立地するよう誘導するものとします。浸水のおそれのある場所に立地している場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図るとともに、避難等のソフト対策と一緒に防災への重点的な取組を行っていきます。

4 津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定

県知事は、津波による危険の著しい区域について、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域の指定について検討します。

市は、市域において津波災害警戒区域等の指定のあったときは、当該区域ごとにおける避難体制の整備や津波に関する情報を市民に周知するための印刷物を配布するなど、必要な措置を講じます。

第2 津波避難路、津波避難施設の確保

1 津波避難路の確保

市は、安全な避難を支援するため、幅員・避難経路の連続性等を考慮した津波避難路の整備や狭あい道路等の解消に努めます。

2 津波避難建築物の確保

市は、津波が発生した際の一時避難のため、津波浸水想定区域内（特に津波避難困難地域）の公共施設や民間ビルの協力を得て、津波避難建築物の指定を推進します。

また、区域内に新たに公共施設の新築や建替えをするにあたっては、津波避難建築物として活用できるよう検討します。

3 避難空地の確保

市は、津波の発生が予想され、緊急的な避難を必要とした際の一次的な避難施設として、避難空地の追加指定を進めます。

第3 伝達監視体制の確保

市は、市民をはじめ、来街者（観光客）、海浜利用者が迅速に避難できるよう、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール等伝達手段の充実や津波警報等伝達体制及び津波監視体制の強化を図ります。

また、避難情報を迅速に収集できるよう、関係機関に対してG P S 波浪計の設置を要請します。

表 津波避難指示等の市民への伝達手段

・防災行政用無線	・鎌倉市防災・安全情報メールサービス
・サイレン	・ケーブルテレビ ((株)ジェイコム湘南・神奈川)
・ラジオ (鎌倉エフエム放送)	・市ホームページ
・緊急速報メール (エリアメール)	・津波フラッグ 等

第4 避難対策

1 津波避難対象区域の設定

市は、「津波ハザードマップ」を作成するとともに、県で公表されている複数の津波浸水想定区域図をもとに、津波避難対象区域を設定しています。

2 避難体制の整備

(1) 津波避難計画の周知

市は、津波避難計画（全市版及び地域別実施計画）に基づき、地域の安全な避難体制を整えるとともに、市民への周知を図ります。

なお、津波避難計画の見直し等にあたっては、避難行動要支援者等、避難について特に配慮を要する方の津波からの避難について留意するほか、夜間の避難行動を考慮した計画づくりに努めます。

(2) 避難指示の発令基準の作成

市は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年（2021年）5月内閣府公表）を参考に、避難指示の発令の判断基準や具体的な考え方等を定めます。

3 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とします。

市は、防災訓練や防災講話等において、徒歩避難の原則の周知に努めます。

ただし、要配慮者利用施設の避難においては、車両の利用も検討していきます。

4 屋外での津波に関する情報の充実

市は、津波避難誘導標識（ピクトグラム、外国語表記）や津波注意看板、海拔表示板の設置拡充に努めるとともに、津波フラッグの周知を図ります。

5 避難誘導における職員等の安全確保対策

(1) 市民、自主防災組織等は、自身の身の安全を確保した上で、上記の行動ルールを踏まえつつ、地域の避難行動要支援者を適切に避難誘導します。

(2) 市職員、消防職員、消防団員等は、市民へ情報を伝達する際には、津波到達予想時刻を勘案して迅速に活動方針を決定し、自らの身の安全確保に留意します。

また、情報伝達活動に従事する者は、あらかじめ高台等の避難場所を確認しておきます。

6 浸水範囲及び浸水深の周知

市は、津波ハザードマップや防災講話等により、予測される津波浸水範囲や浸水深等を市民に周知します。

7 社会福祉施設、介護保険施設等における防災計画等の策定

津波による浸水が想定される土地に立地している社会福祉施設や介護保険施設等においては、津波の発生時においても、円滑かつ迅速な避難が必要であることから、津波発生時の避難対応も含めた防災計画等を策定するよう努めます。

第5 防災施設の確保

1 護岸等の点検・整備

施設管理者は、沿岸域の護岸等について、建設年次の古い施設を対象に老朽度、天端高の点検及び耐震性診断を進めます。また、堤体の安全性、津波への有効性について問題がある施設については改修、補修、補強等の措置を計画的に実施します。

2 河川護岸等の点検・整備

市は、建設年度の古い河川護岸等の点検を実施し、改修、補強、かさあげ等、必要な対策を計画的に実施します。

また、水門や河口ぜきの設置等について、国・県と協力して検討していきます。

◆ 資料3-4：津波来襲時の緊急避難建築物・空地等一覧表

第6 津波防災知識の普及、津波避難訓練

1 津波防災意識の啓発

(1) 市は、「地震の次は津波、警報を待たずに避難する」「避難すれば助かる」の認識が沿岸地域に限らず、全市民及び来訪者の津波に対する共通意識として定着するよう、次に示す「津波に対する心得」を基本とし、あらゆる機会を通じて啓発に努め、その周知徹底を図ります。

(2) 津波防災に関する普及啓発

市は、津波情報が発せられた場合に、市民が的確な避難行動ができるよう、津波警報等、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒步避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し、市民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。

表 津波に対する心得

【一般編】

- ①過去の津波経験にとらわれず、強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐに海浜から離れ、付近の高台等に避難する。
- ②海水浴場、沿岸施設等で「津波フラッグ」が掲示された場合は、すぐに避難を開始する。
- ③避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- ④正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- ⑤地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行う。
- ⑥津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- ⑦津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
- ⑧津波は第一波よりも第二波以降の方が大きくなる可能性がある。

【船舶編】

- ①強い地震を感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ退避する。
- ②正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- ③地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐに港外へ退避する。
- ④港外へ退避できない小型船舶は、係留綱の補強措置や陸上への引き上げと固縛により流出を防ぐ。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

出典：「津波対策関係省庁連絡会議」申し合わせ（平成11年（1999年）7月12日）に加筆

2 防災教育の実施

（1）学校等における防災教育

各学校は、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について継続的な防災教育を実施し、児童・生徒が自主的に行動ができるように努めます。

また、外出先等で津波被害に遭う可能性もあることから、津波被害の可能性が低い地域においても、津波に関する防災教育を推進します。

（2）危機意識の共有等

市は、津波発生時に、市民が刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を取ることができるように、防災教育等を通じ、あらゆる関係主体等による危機意識の共有に努めます。

3 海抜表示板等による周知

市は、公共施設等への海抜表示板の設置や津波一時避難施設への表示板の貼付、津波一時避難施設までの経路上における津波誘導表示等、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組を推進します。

また、過去の津波被害の理解を深めるために、浸水標識等の設置を検討します。

4 津波知識の広報

市は、広報紙、パンフレット等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講話等のあらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識の啓発、対策の周知等を積極的に広報します。

5 津波避難訓練の実施

市は、県、警察、海上保安庁、自衛隊や民間の救援組織、地域住民、事業所等と一体となって、沿岸地域を重点に津波警報等受伝達訓練、津波監視訓練、避難・退避誘導訓練等の実践訓練を定期的に実施します。その際には、要配慮者等の避難に配慮した訓練の実施に努めます。

また、訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。

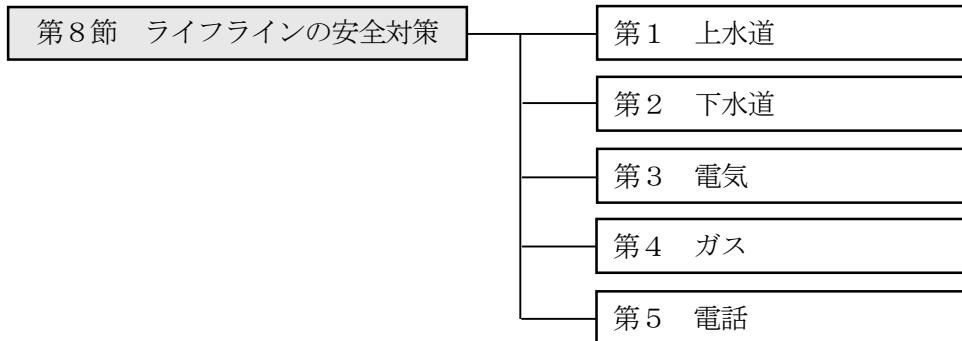
第8節 ライフラインの安全対策

【施策の方向】

上・下水道、電気、ガス等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であり、また、ライフラインの被災は、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活の環境悪化等をもたらします。

本節では、震災時にもライフラインの機能が確保できるよう、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 上水道

本市の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、主要水道施設の耐震化や水道管路の耐震化を進めており、市は県企業庁と連携し、設備の適切な維持管理を図ります。

県企業庁は、管路について、送水管や配水管の老朽化や重要性に基づき、耐震性の向上を図るため、耐震継手管布設の導入等の整備を進めており、今後も施設の安全性の向上に努めることとしています。

更に、市は、断水時の飲料水や生活用水を確保するため、個人所有等の井戸水の活用を図ります。

第2 下水道

市は、汚水管きょの耐震化対策として、避難所等の排水を受ける管きょや緊急輸送道路等の重要度が高い道路に埋設されている管きょのほか、老朽化が進んだ管きょについて、優先順位をつけながら更新を行うなど、計画的に耐震機能の向上に努めており、今後も下水道施設の耐震化や下水道幹線を主体とした再整備事業を推進します。

また、下水道施設の災害に対する安全性を確保するため、浄化センター（下水道終末処理場）のバックアップ体制の整備を進めます。

更に、停電時に備え、浄化センター及びポンプ場の非常用自家発電設備の適正な維持管理や、処理施設の処理能力を最小限維持するため、再生可能エネルギーを活用した非常用発電装置等の設置について検討します。

第3 電気

東京電力パワーグリッド(株)は、災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネットワーク化を進めており、今後も液状化等にも配慮した耐震化を推進するとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化、分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。

第4 ガス

1 都市ガス

東京ガスネットワーク(株)は、ガス施設の機能確保のため、系統の多重化、拠点の分散等に努めるとともに、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備に努めます。

また、ガスを安定的かつ適切に供給するため、一般家庭等において、感震遮断機能を有するガスマーティー(マイコンメーター)や緊急遮断装置の設置を推進します。

地震が発生した際の供給停止区域を最小限に抑えるため、低圧導管網を複数のブロックに分け、被害が大きい地域との切り離しが可能となっています。

特に液状化や津波被害が想定される地域については、ブロックを細分化し、被害が広範囲に及ぶことを防止しています。(津波ブロック)

2 L Pガス

L Pガス事業者は、容器の転倒防止策を講ずるとともに、耐震遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努めます。

第5 電話

電気通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行います。

携帯電話事業者は、停電時の停波を防止するため、基地局に設置されているバッテリーの増設や発電機の拡充、伝送路の複数経路化等に努めます。

また、輻輳(ふくそう)対策として、東日本電信電話(株)は、「災害用伝言ダイヤル(171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」をそれぞれ運用しており、事業者及び市等は、その活用について周知します。

第9節 危険物施設等の安全対策

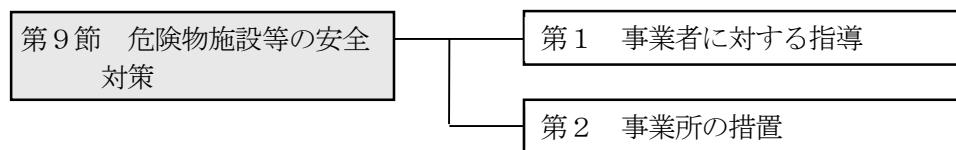
【施策の方向】

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物施設が混在立地しており、また、工場や各種研究機関には、高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物施設等が存在します。

危険物施設等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生ずる可能性があります。

本節では、危険物施設等の安全確保対策に係る基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 事業者に対する指導

1 保安体制に対する指導

- (1) 市及び消防本部は、危険物施設等の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災訓練の実施等、必要な対策を講じるよう指導します。
- (2) 消防本部は、危険物施設等に対し予防査察を行い、危険物の製造、貯蔵又は取扱いについて指導及び査察を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備の基準維持並びに不備欠陥事項のある対象物の改修・改善を促進します。

2 危険物の防災教育

消防本部は、危険物施設等の事業者に対し、講習会を行うとともに、予防査察時を通じて従業員等に対し、危険物に対する保安教育を徹底するよう指導します。

第2 事業所の措置

各事業所は、危険物施設等からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等、必要な措置を行います。

表 関係法令

区分	関係法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

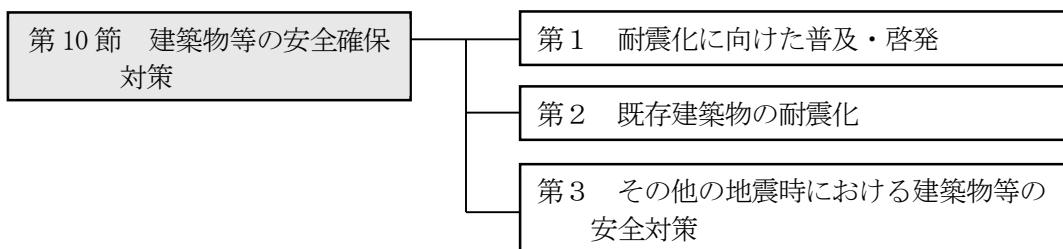
第10節 建築物等の安全確保対策

【施策の方向】

本市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による地震防災対策強化地域に指定されていませんが、近接地域であるため、建築物の耐震化を促進し、地震災害による被害の拡大を事前に防止する必要があります。

本節では、建築物に対する耐震診断・耐震改修工事、落下物対策等地震に対する安全性向上のための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 耐震化に向けた普及・啓発

市は、昭和56年（1981年）5月31日以前の建築基準法の耐震基準（旧耐震基準）の住宅や多数の者が利用する建築物の所有者等に対して、地震に対する建築物の安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

第2 既存建築物の耐震化

市は、「鎌倉市耐震改修促進計画」（令和4年（2022年）3月改定）に基づき、地震防災上重要な建築物の耐震化を図るとともに、住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進します。

1 公共建築物の耐震化

- (1) 市は、公共建築物の耐震化を進めるとともに、地震発生時における安全性の向上を図るため、老朽化した公共建築物の外壁タイル等の大規模修繕を進めます。
- (2) 特に、被災後、復旧活動の拠点となる建築物の耐震性の向上を積極的に促進します。

2 住宅の耐震化

- (1) 市は、住宅の耐震化を図るため、「鎌倉市耐震改修促進計画」（令和4年（2022年）3月改定）に基づき、住宅の所有者等に対する耐震診断、耐震改修工事の指導・助言や普及・啓発を行います。
- (2) 市は、「窓口耐震相談」や「木造住宅耐震改修工事費等補助事業」等の支援策の周知及び活用促進により、旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を積極的に促進します。

3 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物について、耐震診断、耐震改修が必要とされた建築物については、早急に耐震改修や建替えができるよう、市は、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

地震により、緊急輸送道路等の防災上重要な道路に接する建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが重要です。

このため、市は、耐震診断義務路線及び耐震診断努力路線を指定し、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の旧耐震基準の建築物について、耐震化を促進します。

第3 その他の地震時における建築物等の安全対策

市は、建築物の耐震化促進のほかに、地震発生時における安全性の向上を図るため、次の取組を進めます。

1 ブロック塀、石塀等の安全対策

- (1) ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。
- (2) 通学路や避難路等に面した危険なブロック塀等については、「危険ブロック塀等対策事業補助制度」を活用し、撤去の促進を奨励し、倒壊による被害の防止を図ります。

2 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

市は、窓ガラス、外壁、看板等の落下の危険性のある建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発を行います。

3 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、市は、公共施設に設置しているエレベーターの閉じ込め防止装置（機能）の設置を促進します。

また、民間事業者等に対するエレベーターの閉じ込め防止対策の必要性について、普及啓発を図ります。

4 建築物の防災対策

- (1) 市は、中小雑居ビル対策として、当該建築物の所有者、消防本部等の協力を得て必要な防火避難施設の改善を指導します。
- (2) 市は、「建築物防災週間」において対象建築物等の立入調査を行い、施設の改善指導を実施します。

第11節 住宅・住環境対策

総則編

第1編

地震・津波災害対策

第2編
計画編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

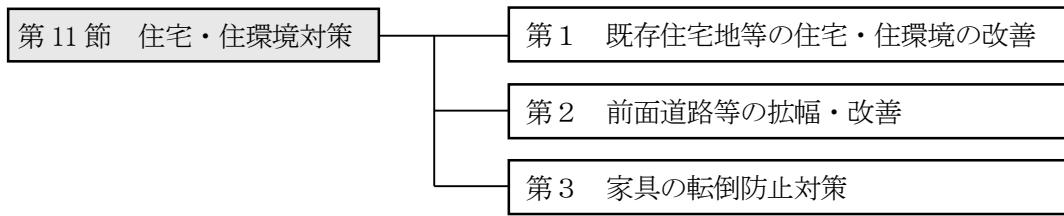
第4編
復旧・復興対策

【施策の方向】

想定される地震被害を最小限度にとどめ、発生後いち早く都市機能の復活を果たすためには、住宅の耐震化に加えて、都市としての住環境の改善が必要です。

本節では、地震に強い住環境の創出をめざし、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 既存住宅地等の住宅・住環境の改善

市は、古い木造住宅等が密集している地域や道路、公園等の都市基盤未整備の地区、老朽化したマンション等について、地震等の災害に対処するため、住宅環境の改善を促進するとともに、住宅等の改善補強・建替えの推進方策を検討します。

第2 前面道路等の拡幅・改善

建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の狭い道路は、避難又は通行の安全に支障をもたらすため、市は、道路の拡幅に向け、改善指導を行います。

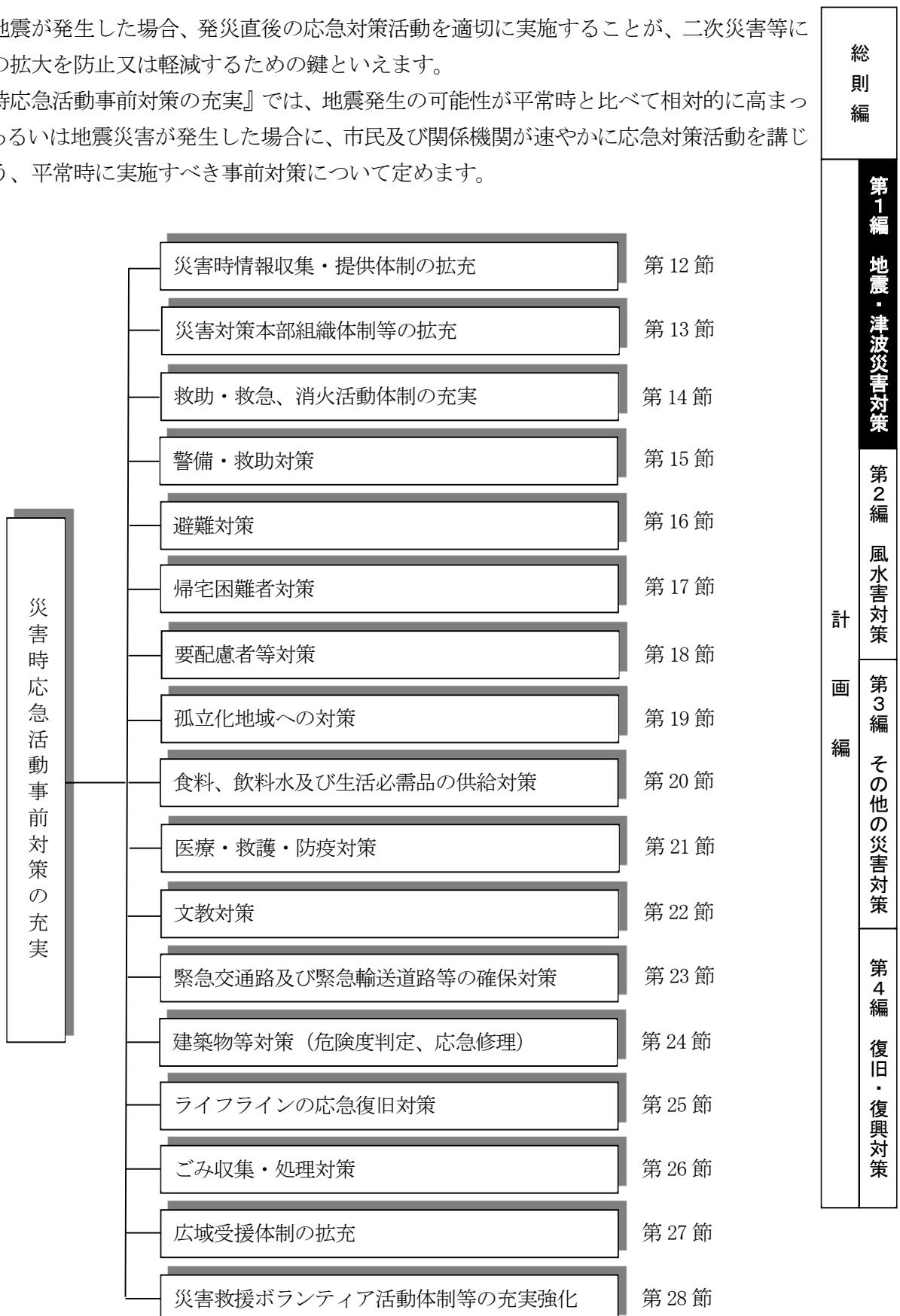
第3 家具の転倒防止対策

市は、屋内での被害を最小限にとどめるため、家具固定等の転倒防止対策の普及を図ります。

◆『災害時応急活動事前対策の充実』の構成

大規模地震が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を防止又は軽減するための鍵といえます。

『災害時応急活動事前対策の充実』では、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合、あるいは地震災害が発生した場合に、市民及び関係機関が速やかに応急対策活動を講じられるよう、平常時に実施すべき事前対策について定めます。



第12節 災害時情報収集・提供体制の拡充

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画

編

第3編 その他の災害対策

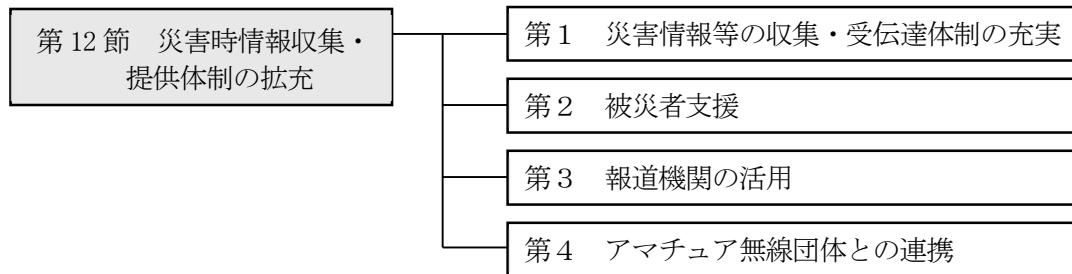
第4編 復旧・復興対策

【施策の方向】

震災時には、気象、地震情報、避難情報等、様々な情報を的確に収集・把握し、処理・判断するとともに、市民及び関係機関に対して迅速・的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要があります。

本節では、迅速・的確な情報の収集・伝達体制の確立に向けた基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 災害情報等の収集・受伝達体制の充実

1 通信手段の整備充実

- (1) 市は、災害時の情報提供及び情報伝達体制の強化を図るため、防災行政用無線の完全デジタル化、衛星携帯電話の更新、インターネット、衛星通信等、通信手段の整備充実を図ります。
- (2) 市は、災害情報収集や被災状況の調査においてドローンの活用を推進するとともに、防災・減災において、AIやデジタル技術の活用を検討します。
- (3) 市は、市役所本庁舎等における太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入するなど、非常時の電源確保に努めるとともに、非常通信回線の確保を図ります。

2 通信施設の効果的な運用

- (1) 市は、災害発生時に初期体制の強化を図るため、県防災行政通信網の運用及びMCA無線の運用等、各種通信手段の効果的な運用を図ります。また、他の関係機関等の通信施設の活用を図ります。
- (2) 市は、市民等への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）の着実な運用に努めます。

3 システムの適切な管理及び操作の習熟

市は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

4 災害情報受伝達体制の充実

市は、地震、津波、その他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ケーブルテレビ（（株）ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めます。

また、庁内各課の他システムとの連携等により、さらなる高度な活用や新たな伝達手段の導入を検討します。

第2 被災者支援

1 被災者への的確な情報提供

- (1) 市は、被災者を支援するため、あらかじめ災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。

なお、被災者の支援情報は、防災行政用無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、要配慮者にも配慮した提供方法とするよう努めます。

- (2) 市は、避難所において、インターネット等を利用できる環境づくりを推進します。

2 被災者支援に関する情報システムの構築

- (1) 市は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備について検討します。
- (2) 市は、東日本電信電話（株）が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。
- (3) 市は、鎌倉市以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を鎌倉市と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの構築を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。

第3 報道機関の活用

市は、放送事業者との「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、災害時には特別放送に切り替えるよう依頼し、市民等に対して必要な情報を迅速に提供します。

また、報道機関との連携により、災害時における広報の充実を図るとともに、災害報道のため、報道機関から依頼を受けた場合は、これに協力します。

第4 アマチュア無線団体との連携

市は、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。

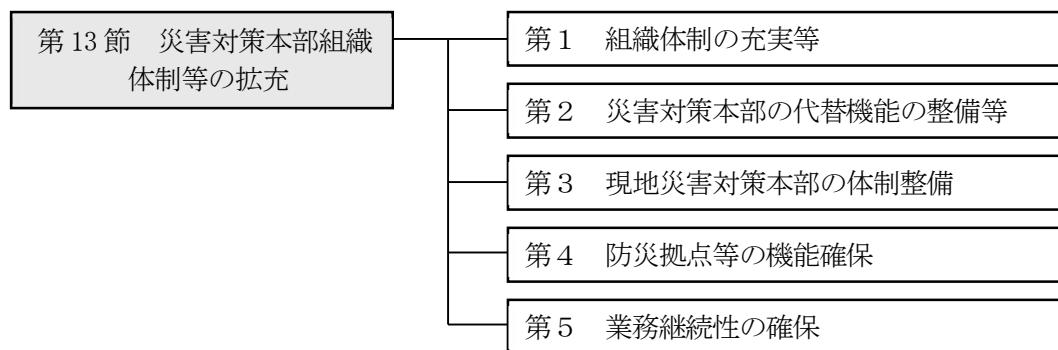
第13節 災害対策本部組織体制等の拡充

【施策の方向】

災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う市組織全体の統制機関であり、刻々変化する被災状況や被災者のニーズに即応できる災害対策本部体制の確立・強化が求められます。

本節では震災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するための体制整備等について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 組織体制の充実等

(1) 市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図るものとし、職員の参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等、適切な職員の配備体制を整えます。

また、専門的知見を有する職員の確保及び育成に努めます。

(2) 市は、県や関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

(3) 市は、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱の職員への周知徹底を図るとともに、定期的に訓練を行い、参集時の行動、活動内容・手順等の習熟の徹底を図ります。

第2 災害対策本部の代替機能の整備等

市は、市役所本庁舎が被災した場合を想定し、非常時優先業務を実施するための代替施設の候補地を検討します。代替施設としては、深沢行政センターを1次代替候補とします。深沢行政センターが被災等で利用できない場合、腰越行政センターを2次代替候補とします。

また、災害対策本部は、第3分庁舎に設置しますが、被災等のため使用が不可能となった場合は、消防本部庁舎内（大船）に設置します。

表 市役所本庁舎被災時における代替施設候補

項目 施設	建築		津波 浸水 想定	電力		課題点
	延床面積 (m ²)	I _s 値		発電機 設備 (KVA)	簡易用 発電機	
深沢行政センター	3093.09	0.96	○	—	2KVA×1	液状化
腰越行政センター	3233.14	※0.75相当以上	×	100	—	津波
大船行政センター	1723.42	0.79	○	—	—	液状化
玉縄行政センター	2349.63	※0.6相当以上	○	—	—	液状化

第3 現地災害対策本部の体制整備

市は、災害発生地域において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置するものとし、現地災害対策本部機能の充実、現地災害対策本部との連絡体制の強化等を図ります。

第4 防災拠点等の機能確保

市は、市役所本庁舎や消防本部庁舎等の防災拠点の施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めます。

また、再生可能エネルギー設備等の分散型電源設備の導入や非常用電源の確保を図り、十分な期間の充電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。

更に、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備等を図ります。

第5 業務継続性の確保

市は、大規模地震発生時の体制確保のため、「地震災害時業務継続計画（第3次）」（令和4年（2022年）3月）に基づき、市役所業務の継続性の確保を図ります。

また、防災訓練や業務継続体制の点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第14節 救助・救急、消火活動体制の充実

総則編

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

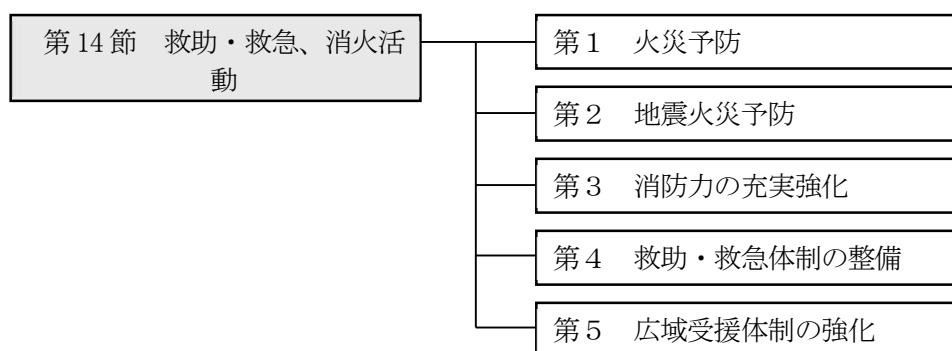
第4編 復旧・復興対策

【施策の方向】

大規模地震の発生時には、火災の発生、延焼拡大を防止するとともに、迅速かつ的確に被災者の救助活動、応急措置、救急運搬等が行えるよう、平常時から災害時の救急・救助、消防体制を整えておく必要があります。

本節では、震災時に救助・救急、消火活動等が迅速かつ的確に行われるための事前態勢について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 火災予防

1 自主防火管理体制の強化

市及び消防本部は、防火管理者が選任されている防火対象物に対しては、防火管理者を中心とした防火管理体制のもと、その業務が確実に実施されるよう十分な指導を実施します。

また、防火管理者が選任されていない防火対象物に対しては、「消防法第8条、消防法施行令第3条」に基づき、定期に実施する「防火管理者資格取得講習会」を積極的に受講するよう指導し、防火管理の適正化を図ります。

2 火災予防運動等の実施

(1) 春・秋の火災予防運動

市及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動期間を中心に、市民に対し、防火・防災意識の向上及び火災予防対策の実践を呼びかけます。

また、地震発生時における防火、避難、救助等に関する事項についても啓発指導に努めます。

(2) 危険物安全週間

市及び消防本部は、危険物製造所等の予防査察及び改善措置等の指導を行うとともに、防災訓練の実施、自主保安体制の確立、災害発生時の応急措置等について指導に努めます。

また、市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱等についての啓発に努めます。

3 火災予防思想の普及

(1) 市民への防火指導等

市及び消防本部は、市民生活を火災から守るために、防火防災知識の普及や消火技術の指導、地震発生時における安全確保策等について市民への啓発に努めます。

また、自主防災組織の育成・強化と活動の活性化を図ります。

(2) 要配慮者の安全確保

市及び消防本部は、一人暮らし高齢者等を対象とした訪問活動を定期的に実施し、平常時から防火意識の向上に努めます。

(3) 消防団の活動

消防団は、消防団員による災害予防活動を通じ、地域住民との密接な連携に努め、防火意識の向上に努めます。

4 火災予防査察の実施

消防本部は、特に、火災発生時において人命に危険があると認められる対象物や公共施設等を対象に、定期的に火災予防査察や特別査察を行い、火災の未然防止に努めます。

第2 地震火災予防

1 地震火災対策の充実

市は、市民による初期消火活動を支援するため、街頭消火器の設置拡充を図るとともに、感震ブレーカーの設置奨励、広域避難場所の整備充実を推進します。

2 出火予防に関する知識の普及

(1) 一般火気器具からの出火防止

ア コンロ、ストーブ等からの出火防止

市及び消防本部は、市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、揺れがおさまったのち速やかに火を消すこと、対震自動消火装置の定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと等を啓発します。

イ 電気器具からの出火防止

市及び消防本部は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に避難等長期に自宅を離れる場合にはブレーカーを落とすこと等を啓発します。

3 ガス遮断装置の設置拡充

東京ガスネットワーク(株)は、一般家庭におけるガス遮断装置の設置拡充を図ります。

4 化学薬品所有施設からの出火防止

消防本部は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対し、地震により保存容器の破損・倒壊等により化学薬品が漏えいし、被害が拡大しないよう、管理を適切かつ厳重に行いうよう指導します。

第3 消防力の充実強化

1 消防庁舎の整備

消防本部は、消防庁舎について、費用対効果を勘案しながら、消防力の重複地域を解消するため、管轄地域にバランスよく配置するよう適正な配置に努めるとともに、総合的な消防力の向上及び消防体制の充実強化を図ります。

2 消防装備の整備

消防本部は、消防用車両等の計画的な更新を図るとともに、消防ホース及び消防機器等についても、順次更新整備を図ります。

3 消防水栓の整備

市及び消防本部は、消火栓について、配水管の新設、改良等にあわせ整備を推進します。

また、防火水槽については、開発行為等に伴う耐震性の防火水槽の設置等、民間活力を活かしながら整備拡充に努めます。

4 消防通信指令施設

消防本部は、指揮、命令、情報等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を促進するため、消防通信施設の強化・整備を推進します。

5 消防団の機能強化

災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、常備消防隊等と一体となって活動する消防団については、幹部、機関員、団員等に対して、それぞれ必要に応じた教育訓練を実施するとともに、表彰や消防活動に対する評価を通じて、活動の活性化を図ります。

また、消防団の施設・設備、資機材の整備充実を図ります。

第4 救助・救急体制の整備

1 救助隊の整備

消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、救助隊員に対し、教育訓練等により隊員の資質向上を図るとともに、救助工作車及び高度な技術・資機材を有する救助隊の強化・整備に努めます。

2 医療機関との連携体制の充実

市は、大規模災害及び多数傷病者が発生する事故に備え、医療機関と連携した医師の現場派遣体制を整備するとともに、災害時におけるD M A T等の災害医療チームとの連携強化に努めます。

3 救急救命体制の強化

消防本部は、災害時のエレベーター停止による閉じ込めや上層階に取り残された方の救出・救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連絡体制や訓練の充実に努めます。

第5 広域受援体制の強化

消防本部は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援助隊について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整備します。

また、市は、大規模地震が発生した際に、「鎌倉市災害時受援計画」に基づき、外部からの応援を受け入れます。

◆ 資料9-3：消防団配置一覧表

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第15節 警備・救助対策

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

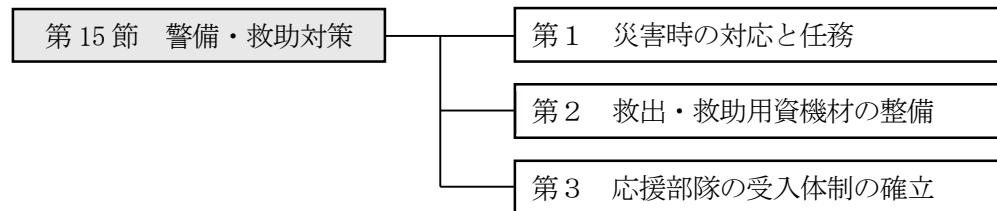
第4編 復旧・復興対策

【施策の方向】

大規模地震発生時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受けたり、被災により地域社会が混乱状態に陥ったりするおそれがあります。

本節では、大規模地震による人心の安定と社会秩序の維持を図るために、事前の警備・救助体制について基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 災害時の対応と任務

県警察は、大規模地震等が発生した場合、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、混乱の早期収拾を図ります。

また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等を推進し、初動体制の強化に努めます。

第2 救出・救助用資機材の整備

県警察は、大規模地震時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出・救助用資機材等、必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。

第3 応援部隊の受入体制の確立

市は、応援部隊の受入れを支援します。県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。

第16節 避難対策

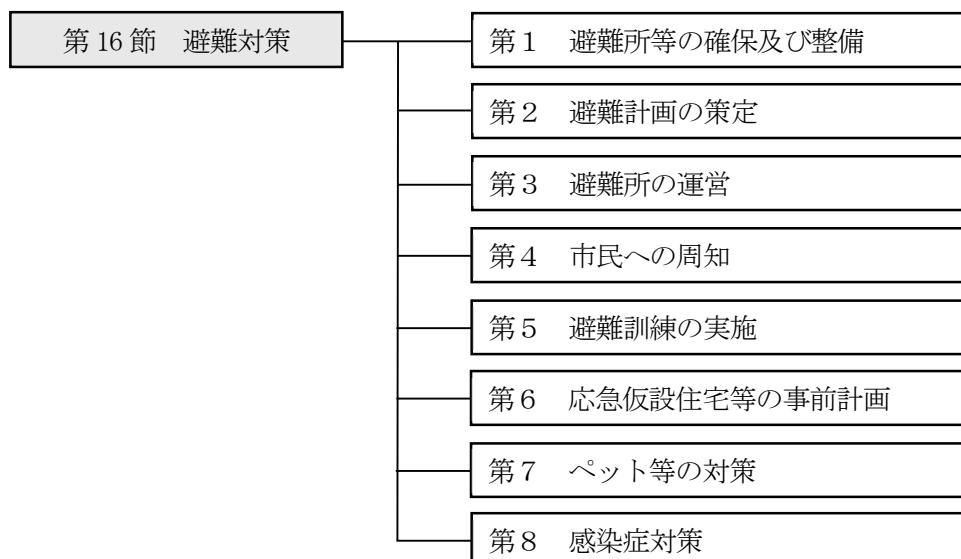
【施策の方向】

地震発生後、火災延焼や家屋の倒壊等により避難者が発生した場合、市民等が安全に避難できるよう、あらかじめ避難所等の選定や避難誘導体制、避難所運営体制等を整備し、避難者の安全確保に努める必要があります。

特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の必要性が広く認識されるようになり、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別計画の作成が市町村の努力義務とされました。

本節では、こうした現状を踏まえ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するために迅速・的確な避難行動と被災者の受入れ、保護を実施するための事前対策について基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 避難所等の確保及び整備

災害時における避難所等について、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所（市民等が災害から命を守るために緊急的に避難する避難場所）と、指定避難所（避難した市民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する避難所）を順次指定します。

1 指定避難所（ミニ防災拠点）の指定

指定避難所（ミニ防災拠点）は、被災した市民等が一定期間滞在する場として、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定しなければならないとされています。

これまで市立小中学校等を避難所（ミニ防災拠点）として、災害情報受伝達の拠点、資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備え、被災者が避難生活を送る施設として整備していることを踏

まえ、指定避難所（ミニ防災拠点）に指定します。

2 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るために緊急的な避難先として、災害対策基本法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所（ミニ防災拠点）は、相互に兼ねることができることがあります。

(1) 地震

耐震基準等を満たす施設を指定するとともに、市立小中学校の敷地全体を指定します。

(2) 津波

耐震基準等を満たすとともに、次のいずれかの基準に適合する施設を津波避難建築物及び津波避難空地として指定します。

ア 津波浸水想定区域外にあること。

イ 津波浸水想定区域内であっても、想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。

なお、令和4年（2022年）11月時点で指定されている津波避難建築物及び津波避難空地は上記に関わらず指定を継続することとします。

(3) 土砂災害

地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害の影響を受けない市立小中学校等の敷地全体又はその一部、各行政センターの一部を指定します。

(4) 大規模な火事

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命、身体及び財産を守るために一時的に避難する場所を広域避難場所として指定します。広域避難場所の指定要件は、おおむね1万m²以上の空地又は1万m²未満の場合耐火建物等ふく射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた安全な場所とします。

※ 上記以外に、被害状況等により、行政センター等の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

3 その他の避難所等の確保

(1) 補助避難所（予備避難所）

指定避難所（ミニ防災拠点）の開設に続き、必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定しています。

(2) その他の避難所

協定等に基づき、災害時の状況により開設する避難所です。

ア 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害時において、帰宅困難者を一時的に収容する施設です。

イ 福祉避難所

指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所（予備避難所）において、共同生活が困難な要配慮者のために開設する施設です。

(3) 津波一時避難施設

津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設であり、津波来襲時の津波避難建築物や津波来襲時の緊急避難空地を指定します。

4 不足する場合の対応

市は、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル等の活用も含め、可能な限り多くの避難所の確保に努めます。特に、要配慮者に配慮した避難施設の確保に努めます。

第2 避難計画の策定

1 自主防災組織の避難計画策定支援

市は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織等による避難計画の策定について必要な助言や指導を行います。

2 要配慮者等の避難計画の策定

市は、災害時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等について定めた個別計画の策定に努めます。

3 社会福祉施設等における避難計画の策定

社会福祉施設等の管理者等は、関係法令等に基づき、施設利用者の避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、市はその支援に努めます。

また、市や消防団、地域社会とも連携し、避難時に地域の支援が得られるよう工夫に努めます。

第3 避難所の運営

1 避難所運営マニュアルの作成

各地域（市立小中学校区）は、あらかじめ避難所運営委員会を編成するとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、市は、避難所運営マニュアルの作成にあたり、支援・助言を行います。

市は、避難所を開設した場合は、自治会・町内会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会を各避難所に設置し、避難所運営委員会は、作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ります。

2 避難所の生活環境の整備充実

- (1) 災害時の電源の多様化を図るため、自立分散型エネルギー・システムや太陽光等の再生可能エネルギーの活用等を進めます。
- (2) 市は、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、避難所の生活環境の整備等、必要な対策を行います。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。
- (3) 市は、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者への支援、避難者のプライバシーの確保、多様性に配慮した支援等共生社会の視点に十分配慮します。
- (4) 市は、避難所等におけるあらゆる性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・

入浴施設等の配置について配慮するとともに、警察等関係機関と連携して、避難所に避難する全ての人々の安全に配慮するよう努めます。

また、万一被害が発生した場合、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

- (5) 市は、避難生活に必要な物資のほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮します。

3 避難所外避難者への対応

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所に滞在する市民等だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる市民や自動車、ビニールハウス、テント等へ避難する被災者への支援も念頭に置いた避難所の運営体制に努めます。

また、市は、他の自治体に避難する被災者に対し、国や県、関係機関と連携し、必要な情報や支援サービスの提供ができる体制の整備を図ります。

第4 市民への周知

1 避難場所等の周知

- (1) 市は、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。
- (2) 市は、集合場所、避難所、広域避難場所、その他の避難所、津波一時避難施設といった各避難場所の役割の違いについて、市民への周知徹底を図ります。

2 避難行動についての周知

市は、平常時から市民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

3 誘導標識等の整備充実

- (1) 市は、避難所等に誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。
- (2) 市は、沿岸地域において、津波避難誘導標識（ピクトグラム、外国語表記）、標高・海拔表示板の整備充実を図るとともに、津波フラッグの周知に努めます。

第5 避難訓練の実施

市は、大規模地震発生時における避難場所への避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

第6 応急仮設住宅等の事前計画

1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設、賃貸型応急仮設住宅の供給及び住宅の応急修理を行います。

市は、応急仮設住宅建設候補地データの更新を行うとともに、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、市と県の役割分担と協力関係を明確にします。

なお、学校敷地については、学校の再建・再開が優先されるべきであることから、建設候補地から除外するものとします。

2 公営住宅の空き室情報等の把握

市は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅の空き室情報やホテル等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう、あらかじめ体制を整備します。

3 住家被害の調査、罹災証明書の交付体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定めるとともに、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。
- (2) 市は、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

第7 ペット等の対策

熊本地震では、避難所における飼育動物（ペット）同行避難者の受入体制や、避難者自身の「他の避難者に迷惑をかけてしまう」等の心理的要因により、飼育動物を連れた多くの避難者が車中泊等を余儀なくされるケースがみられました。

このため市は、次のようなペット等対策を推進します。

1 飼主不明動物への対応

飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や湘南獣医師会が窓口となり、災害発生時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が湘南獣医師会等と協議し決定します。

2 避難所のペット対策

- (1) 市は、事前にペット同行避難のルールを作成し、市民に周知します。
また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。
- (2) 市は、ペットフードやトイレシート等、ペットの飼育に必要な避難用品を持参するよう、市民に周知します。
- (3) 市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、県獣医師会や湘南獣医師会、動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、

連携に努めます。

第8 感染症対策

(1) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めます。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めます。

(2) 市は、避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

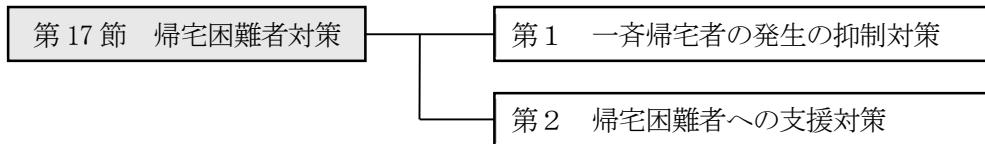
第17節 帰宅困難者対策

【施策の方向】

地震により交通機関の運行が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生することが予想されます。このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念されます。

本節では、一斉帰宅者の発生抑制対策や帰宅困難者への支援等に係る基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 一斉帰宅者の発生の抑制対策

1 基本原則の周知

- (1) 市は、平常時から市民、関係機関、企業等に対し、発災から3日間は「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。
なお、鉄道の早期運行開始等により、3日までの間に帰宅が可能となる場合もあることから、被害状況や鉄道の運行状況等に応じて柔軟な対応を可能とする帰宅支援の移行方策についても検討します。
- (2) 一斉帰宅抑制の普及に加え、被害状況や鉄道等の運行状況に応じて、在宅者の出勤・通学を自粛する意識の醸成を図ります。

2 関係機関、企業等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、従業員・生徒等のほか、観光客、来訪者、利用者等について、一斉帰宅の抑制及び一時収容を図るよう要請します。

- (1) 関係機関、企業等は、災害発生に伴い、交通機関の運行停止等により当分の間、復旧の見通しが立たないと見込まれるときは、事業所建物や事業所周辺の被害状況を確認の上、従業者等の安全を確保するため、一定期間事業所内に留めておくよう努めます。また、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めます。
- (2) 大規模な集客施設や鉄道駅、社寺・名所旧跡等においては、多くの来訪者、旅客、観光客等帰宅困難者等の発生による混乱が予想されることから、利用者を保護するため、施設関係者等関係機関は、適切な待機・誘導に努めます。
- (3) 関係機関、企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、事業所建物の耐震化、家具、じゅう器等の固定、ガラスの飛散防止、非常用電源の整備等、従業者等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めます。
- (4) 関係機関、企業等は、事業継続計画（B C P）等に、災害発生時における従業者等の待

機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておくものとします。

3 安否確認手段の周知

市は、平常時から「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知を図ります。

4 マグニチュード7クラスに至らない規模の地震による帰宅困難者への対応

マグニチュード7クラスに至らない規模の地震であっても、発生時刻や被害状況等から鉄道が運休し、駅周辺に帰宅困難者が滞留することも想定されることから、市及び鉄道事業者は、こうした場合の帰宅困難者の対応について協議しておきます。

第2 帰宅困難者への支援対策

1 一時滞在施設の確保及び避難誘導

市は、帰宅困難者用の一時滞在施設を指定・確保しており、帰宅困難者が発生した場合は、鉄道事業者、警察署、事業所、自主防災組織等と協力して施設へ誘導します。

また、一時滞在施設用の必要物資の計画的な備蓄を進めます。

2 帰宅困難者への対応の検討

市は、帰宅困難者の対応について、あらかじめ定めるとともに、企業や学校等においても、避難者、帰宅困難者への対応をあらかじめ定めておくよう要請します。

3 情報収集・提供体制の検討

市は、防災行政用無線をはじめ、多様な情報提供手段を活用し、一時滞在施設の開設状況や鉄道等の運行状況、運転再開への見通し、代替輸送の有無、駅周辺の混雑状況等、帰宅困難者に必要な情報を迅速に提供する体制を鉄道事業者等関係機関と連携し、整備します。

第18節 要配慮者等対策

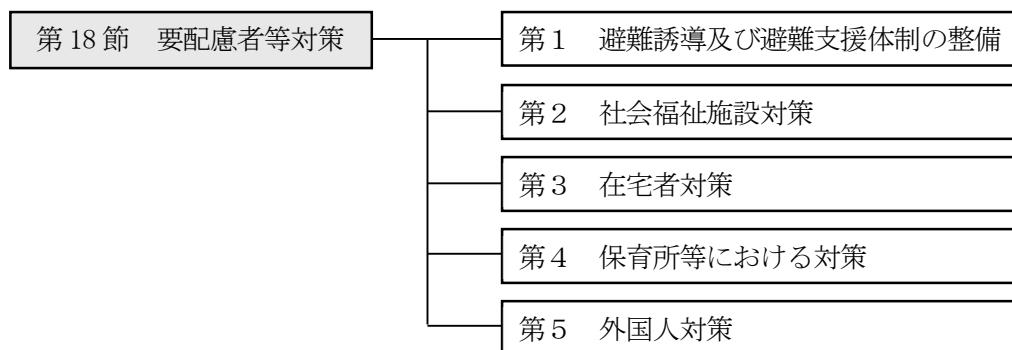
【施策の方向】

災害時の一連の行動において配慮を要する要配慮者や特に支援を必要とする避難行動要支援者は、高齢化の進行により増加傾向が続いている、今後も増加していくものと思われます。

東日本大震災においては、高齢者や障害者等、災害弱者と言われる人々の犠牲が多数を占めたことからも、大規模地震時における要配慮者等対策の強化が重要です。

本節では、要配慮者等の安全確保を図るための事前対策について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 避難誘導及び避難支援体制の整備

1 避難誘導、搬送等

- (1) 要配慮者施設の管理者は、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、搬送についてマニュアルを整備し、避難訓練の実施に努めるとともに、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- (2) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設相互及び関係機関との連絡・連携体制の構築に努めます。

2 避難対策及び生活支援

- (1) 市は、避難所において要配慮者等が安心して生活ができるよう、支援体制の整備に努めます。
- (2) 市は、指定避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所（予備避難所）では生活することが困難な障害者等の要配慮者が、安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の確保に努めます。
- (3) 市は、福祉避難所として設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。
- (4) 市は、重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする者、及び社会福祉施設に収容が困難になった避難者については、災害時の協力協定に基づき、二次避難等の対応を

図ります。

- (5) 市は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅の設置やあっ旋に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

3 医療体制の整備

県は、人工透析患者等の内部障害者・内臓疾患者等の治療を行う体制の確保等について、災害時における支援体制の整備に努めます。

また、市は、妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるほか、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、避難所等における適切な対応に努めます。

第2 社会福祉施設対策

1 防災体制の整備

- (1) 市は、社会福祉施設の管理者に対して、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報の提供に努めます。
- (2) 社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断及び必要に応じて耐震補強工事を実施とともに、電気、水道等の供給停止に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄に努めます。
- (3) 社会福祉施設の管理者は、被災後の応急復旧等に必要な防災資機材や停電時に備え、再生可能エネルギー設備等の分散型電源設備の導入や非常用発電機等の整備を検討します。

特に、人命に係る重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。

- (4) 要配慮者等は避難に時間を要することから、災害に関する情報が特に事前に周知されることが重要です。そのため、社会福祉施設の管理者は、防災行政用無線等の情報伝達手段を利用した情報提供の充実を図ります。

2 社会福祉施設への受入れ

市は、避難所での対応が困難となった要配慮者等について、市の社会福祉施設に家族単位で受入できるよう、避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議します。

3 組織体制の整備

- (1) 社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。

特に、夜間における通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

- (2) 社会福祉施設の管理者は、災害時に施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう、平常時より市との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との協力体制を構築します。

- (3) 社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、市の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図ります。

4 防災教育・防災訓練の充実

- (1) 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や利用者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時におけるべき行動等について、理解や関心を高められるよう、定期的に防災教育を実施します。
- (2) 社会福祉施設の管理者は、施設職員や利用者が、災害等の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施します。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間ににおける防災訓練も定期的に行うよう努めるほか、職員の非常参集体制も併せて整備します。

第3 在宅者対策

1 要配慮者情報の収集と共有

災害発生時において、要配慮者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を行うためには、平常時から要配慮者の情報を収集・整理しておくことが重要です。

市は、関連部署が把握している要配慮者に関する情報を災害時に活用するとともに、自主防災組織や民生委員児童委員等に対して、避難支援に関する情報を提供できる体制の整備を進めます。

2 避難行動要支援者対策

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得たうえで、避難行動要支援者名簿を作成します。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次に掲げる者を対象とします。

- ・75歳以上の人暮らしの方
- ・高齢者（65歳以上）のみ世帯の75歳以上の方
- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・療育手帳A1又はA2の方
- ・精神障害保健福祉手帳1級の方
- ・介護保険法の要介護度3～5の認定を受けている方
- ・避難行動に不安があり、名簿に登録を希望する方

ウ 避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し又は記録します。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市が必要と認める事項

エ 市は、定期的に避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備えます。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管します。

オ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、県警察、市社会福祉協議会や情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた民生委員児童委員、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供します。

（2）「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の作成支援

市は、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、地域や関係機関と連携し「避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の作成を進めます。

個別計画の作成にあたっては、対象者の状況を考慮し、優先度の高い対象者から順に進めます。

また、適切な避難支援等が実施されるよう、個別計画情報を避難支援等関係者等に提供し、平常時において安否確認等に活用します。

（3）市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をするものとします。

3 緊急通報システム（緊急通報装置）の活用

市は、高齢者、障害者等の安全を確保するため、緊急通報システム（緊急通報装置）を整備しており、同システムの活用により、緊急時の在宅者の安全を確保します。

4 防災知識の普及・啓発

災害時における要配慮者等の避難誘導及び安否確認については、近隣住民の協力が不可欠であることから、県、市及び市社会福祉協議会は、市民に対し、啓発パンフレット等を配布とともに、特に要配慮者及びその家族に対して、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の普及・啓発に努めます。

第4 保育所等における対策

災害による保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業施設、認可外保育施設）及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保するため、保育所等の管理者は、次の対策を実施します。

- (1) 保育所等施設・設備の定期的な安全点検を実施し、安全性を確保します。
- (2) 災害用備蓄品、災害用備蓄非常食の管理及び電源の確保に努めます。
- (3) 災害発生時における児童の避難誘導や保護者への引き渡し方法等をあらかじめ定めるとともに、平常時から保護者との連携を図ります。
- (4) 災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的に実施します。

第5 外国人対策

- (1) 市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人（日本語以外の言語を母語とする市民を含む。）に対して災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動について啓発に努めます。
- (2) 市は、避難所等の標識を設置する場合は、外国人にもわかりやすいよう外国語表記の追記やピクトグラムを活用するとともに、標識の見方やピクトグラムについて周知に努めます。
- (3) 市は、避難情報等の発信においては、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報の実施に努めます。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第19節 孤立化地域への対策

総則編

第1編

地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

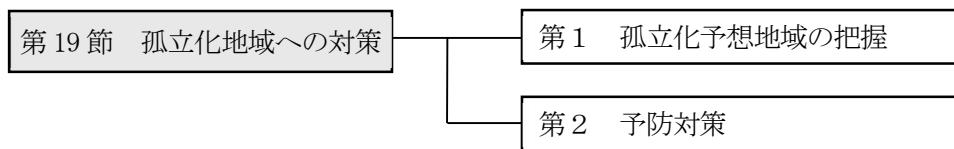
第4編 復旧・復興対策

【施策の方向】

土砂災害や津波等により、孤立化地域が発生した場合は、非孤立化地域とは異なる対応が求められるため、事前対策を講じておく必要があります。

本節では、孤立化地域発生の未然防止に向けた基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 孤立化予想地域の把握

市は、う回路のない地域を対象に、周辺の避難所等と接続する道路構造及び地形条件を考慮し、土砂災害や津波の浸水被害に伴う交通遮断によって孤立化が予想される地域の事前把握に努めます。

第2 予防対策

1 市民への周知

市は、土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ等の配布により、土砂災害危険箇所や津波による浸水区域、また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。

孤立化が予想される地域の市民に対しては、各家庭における十分な食料や飲料水等の備蓄に努めるよう啓発します。

2 交通の整備

市は、孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路等の整備に努めるとともに、孤立化地域が発生した場合に備え、人命救助や応急活動の実施に必要な人員、物資等を輸送するため、関係機関との協力体制を整備し、交通手段を迅速に確保できるよう努めます。

3 通信手段の整備

市は、一般電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の整備等を行い、孤立化予想地域との通信の確保に努めます。

4 電力の確保

市は、停電の長期化に備え、孤立化予想地域における家庭用燃料電池や自家発電機の整備、燃料の備蓄について検討します。

5 協力・連携体制の整備

市は、土砂災害や津波による被害等により、孤立化地域が発生した場合に備え、県や自衛隊等との協力体制を迅速に確立できるよう、平常時から関係機関との連携に努めます。

第20節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

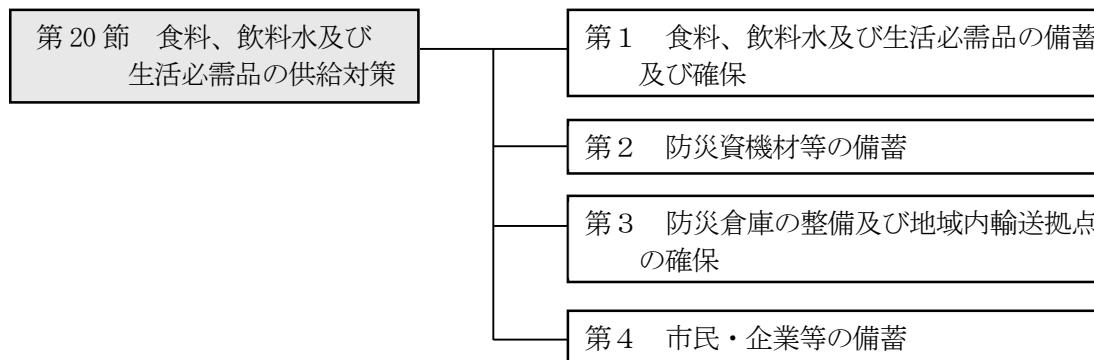
【施策の方向】

熊本地震では、自治体によっては十分な備蓄がされておらず、一部の避難所では発災直後に食料が不足する事態が生じました。

また、支援物資が物資集積拠点に滞留し、避難所まで速やかに届かない事態等も発生し、当面必要な物資を平常時から備蓄しておくことの重要性が改めて認識されました。

こうした教訓を踏まえ、本節では、災害時における応急対策活動を円滑に行うため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達に係る体制や防災資機材等の整備について基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保

1 食料、生活必需品の備蓄及び確保

市は、計画的な食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、食料関係機関、物資販売業者と物資調達に関する協定を締結します。

また、食料、生活必需品等の備蓄に際して、アレルギー食や宗教上の制約等に配慮した食料、要配慮者、乳幼児、女性等並びに季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

2 飲料水の確保

市は、1人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めるとともに、断水時に備えた個人所有等の井戸水の活用を図ります。

また、飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理に努めます。

第2 防災資機材等の備蓄

市及び関係機関は、災害応急対策に必要な防災資機材を備蓄し、拡充を図ります。

第3 防災倉庫の整備及び地域内輸送拠点の確保

(1) 市では、現在、公共施設や市立小中学校等にコンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置し、

食料、生活必需品を備蓄しています。市は、防災倉庫等の設置について、計画的な推進を図るとともに、備蓄物資の更新を行います。

- (2) 市は、太陽光等の再生可能エネルギー等を活用した、自立電源の確保を検討します。
- (3) 市は、地域内輸送拠点を確保するとともに、救援物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、配送等を行うため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。
なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。

第4 市民・企業等の備蓄

市は、災害時にライフラインの寸断や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民や企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、トイレットペーパー等の買置き、非常持出品（常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯トイレ等）の備蓄に努めるよう啓発します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

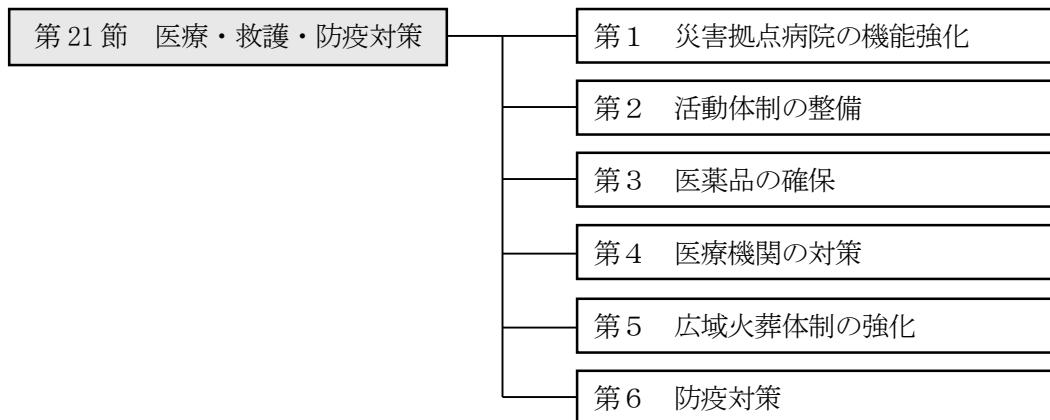
第21節 医療・救護・防疫対策

【施策の方向】

大規模地震発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されます。

本節では、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動が実施できるよう、医療・救護・防疫に関する事前対策の基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 災害拠点病院の機能強化

1 情報伝達手段の整備

県は、市と連携し、災害拠点病院への無線装置等情報通信機器を計画的に整備します。

2 災害拠点病院の機能強化

災害拠点病院は、災害医療に必要な施設整備や医療機器等の設備整備を計画的に進めます。

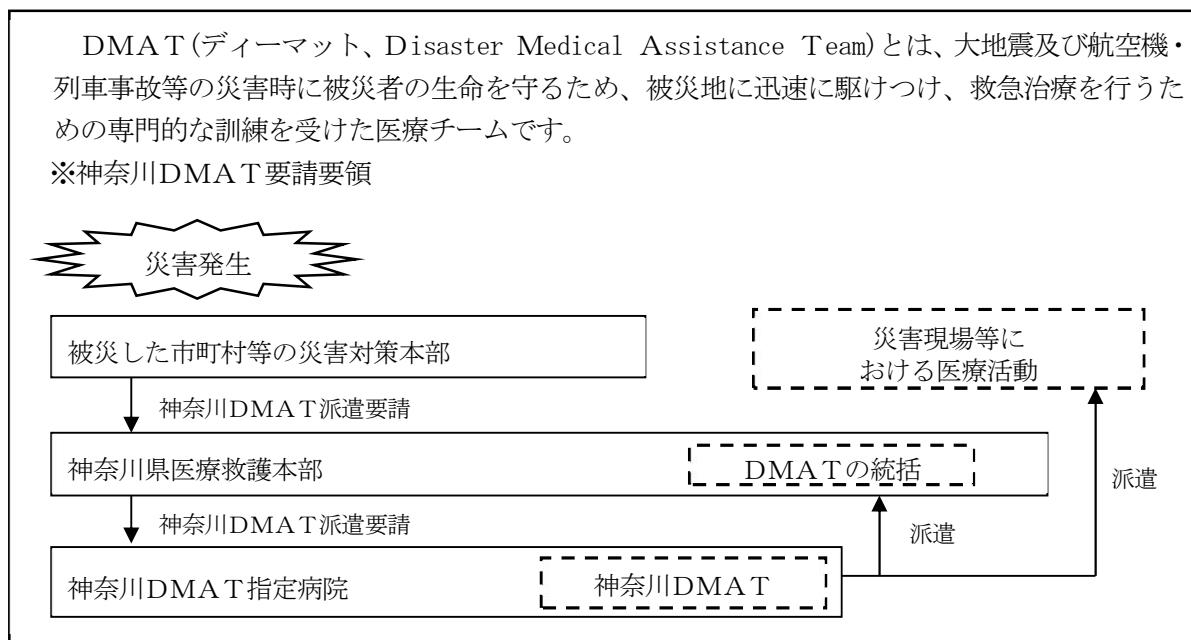
また、ライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の増強や非常用電源の確保等を計画的に進めるとともに、医薬品や診療材料等の確保に努めます。

第2 活動体制の整備

市は、医療救護活動を行う仮設救護所をあらかじめ指定するとともに、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会等の関係団体と連携を図り、組織体制の充実に努めます。

また、大規模な災害時において、DMA T（災害派遣医療チーム）の円滑な受入れを行うため、県及び関係機関との連絡体制の整備に努めます。

図 DMA T



第3 医薬品の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品等について、効率的な備蓄を進めるとともに、不足が生じた場合は、県及び関係機関から円滑に確保できるよう、調達体制を整えます。

第4 医療機関の対策

医療機関の管理者は、災害発生の予防や災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。特に、夜間における通報連絡や入院患者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保します。

また、医療機関の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織との日常の連携が密になるよう努め、施設利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行います。

第5 広域火葬体制の強化

市は、災害時における遺体の適正な処理・取扱いを実施するため、「神奈川県広域火葬計画」に基づき棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行います。

また、市単独での火葬が困難な場合は、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、広域的な協力体制の強化を図ります。

第6 防疫対策

市は県と連携し、災害時において感染症が発生しないよう、予防のための消毒等を実施する体制の整備に努めます。

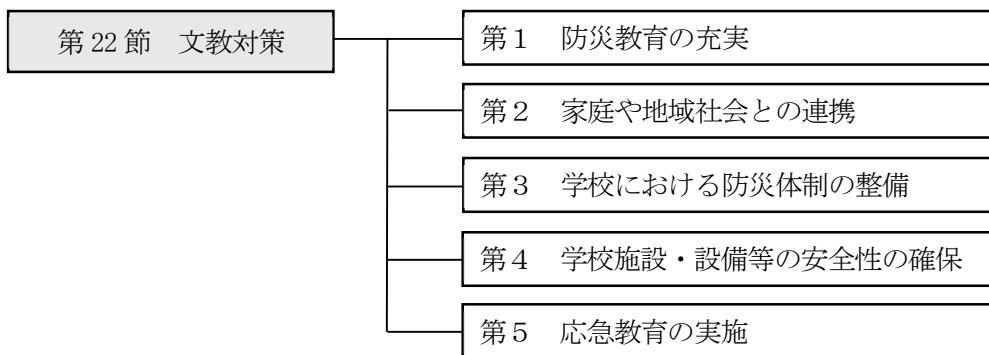
第22節 文教対策

【施策の方向】

東日本大震災では、多数の児童・生徒及び学校等に大きな被害が生じました。学校等は、地震のみならず、あらゆる災害から児童・生徒等及び教職員の安全を確保するため、平常時から防災面における安全教育及び安全管理に努める必要があります。

本節では、地震発生時の児童・生徒及び教職員の安全確保や防災体制の強化に関する基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 防災教育の充実

市教育委員会、各学校は、学校における防災教育指導教材の見直しや教職員に対する研修を実施し、教職員の防災・安全についての知識や技能等の定着を図ります。

また、各学校は、防災教育の充実を図るため、各教科及び領域、学年、実施時期を考慮した年間カリキュラムを作成します。

第2 家庭や地域社会との連携

市教育委員会、各学校は、家庭、地域と連携し、学区の地理、環境、施設等の実情を考慮した防災訓練及び避難訓練を実施します。

第3 学校における防災体制の整備

市教育委員会、各学校は、地震災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で作成している「学校防災計画」等を必要に応じて見直し、実効性のある避難実施計画を定めます。

また、発災時に避難所となることを踏まえ、避難所の管理運営に関する業務分担を定めます。

第4 学校施設・設備等の安全性の確保

市教育委員会は、地震に強い安全な学校づくりを目指し、これまで市立小中学校の耐震化を進めており、市立小中学校全25校の耐震化（耐震補強工事完了のもの、昭和56年（1981年）以降に建築されたもの、耐震診断により耐震性があると診断されたもの）は完了しています。

市教育委員会及び各学校は、学校の施設・設備の定期的な安全点検を継続して実施します。

市教育委員会及び各学校は、保護者及び関係機関とともに、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第5 応急教育の実施

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等を調達・確保するなど、応急教育の円滑な実施を図ります。

第23節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

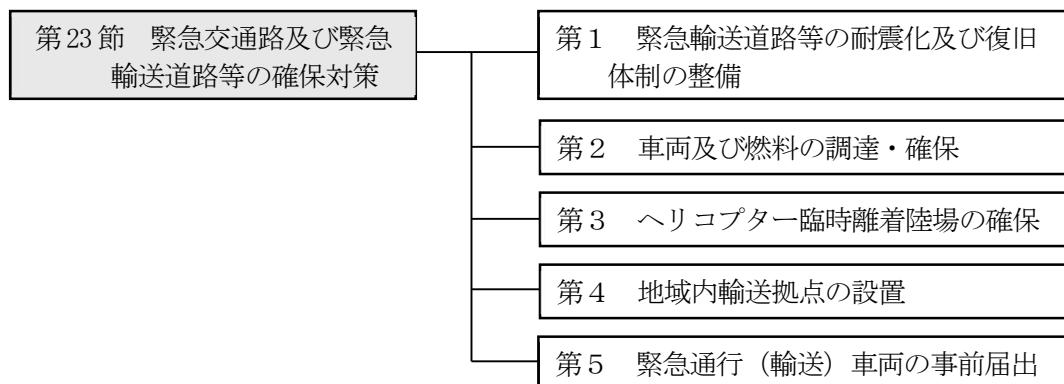
【施策の方向】

大規模地震等において、災害応急活動に必要な物資や資機材、要員等の緊急輸送を円滑に行うためには、輸送道路及びヘリポートの確保が重要です。

東日本大震災では、幹線道路は緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、“いのちの道”としての機能を発揮しました。

本節では、災害時の緊急交通路や緊急輸送の確保に向けた事前対策について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

1 緊急輸送道路

県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、以下のとおり緊急輸送道路を指定しています。

(1) 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。

2 緊急交通路指定想定路

県警察は、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路指定想定路として選定しており、大規模地震発生時には、必要な区間について交通規制を行い、道路管理者と連携して、緊急通行車両の円滑な運行の確保を図ります。

市は、災害時に県警察が実施する交通規制等に対する協力体制の整備を図ります。

3 緊急輸送道路等の安全点検

市は、緊急輸送道路の安全性を確保するため、指定された市道の安全点検を実施するよう努めます。

4 復旧体制の整備

市は、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図ります。

図 緊急輸送道路網図（資料：神奈川県緊急輸送道路網図（令和4年（2022年）3月））



■第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

■第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

■緊急交通路指定想定路

大規模災害発生時において、「緊急交通路」として指定が想定される路線

第2 車両及び燃料の調達・確保

1 車両の調達・確保

(1) 管理車両

市は、緊急輸送にあたっては、原則として市管理の車両を使用するものとし、応急活動等が停滞しないよう、十分調整を図ります。

(2) 民間企業及び県への要請

市は、必要な車両等の確保が困難なときは、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、関係団体に自動車輸送の協力を要請するとともに、県に対して要請又は調達・あっ旋を依頼する体制を整えます。

(3) 燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進めなど、優先的確保に努めます。

2 その他の輸送力の確保

(1) 市は、車両のほか、船艇、鉄道、航空機等についても、関連機関との連携・協力体制を強化し、災害時の緊急輸送手段の確保に努めます。

(2) 海上輸送路の確保については、県が物資受入れ港と指定している港湾のうち、市に関係

する港湾として湘南港（江の島）がありますが、今後は、小型船舶が接岸する腰越漁港の活用について検討します。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

1 ヘリコプター臨時離着陸場の指定

ヘリコプターの臨時離着陸場は、県が指定している臨時離着陸上2箇所（笛田公園運動場、県立鎌倉高等学校グラウンド）のほかに、市において、現在17箇所を指定しています。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

- (1) 市は、ヘリコプター臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます。
- (2) 市は、緊急医療を要する被災者の受け入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。
- (3) 市は、災害時にヘリコプター臨時離着陸場を利用できるよう、誘導案内設備の整備を図るとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前配布します。
- (4) 市は、災害発生時に市民等の立入り等により、ヘリポートの使用に支障が出ることのないよう、平素から周知に努めます。

第4 地域内輸送拠点の設置

市は、市外からの救援物資を一時的に集積し、避難所等への振り分けをする地域内輸送拠点の設置を進め、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

第5 緊急通行（輸送）車両の事前届出

大規模地震等の災害が発生した場合に、市管理の公用車を緊急通行（輸送）車両として迅速に活動させるため、県公安委員会に対し緊急通行（輸送）車両の事前届出を行います。

1 対象車両

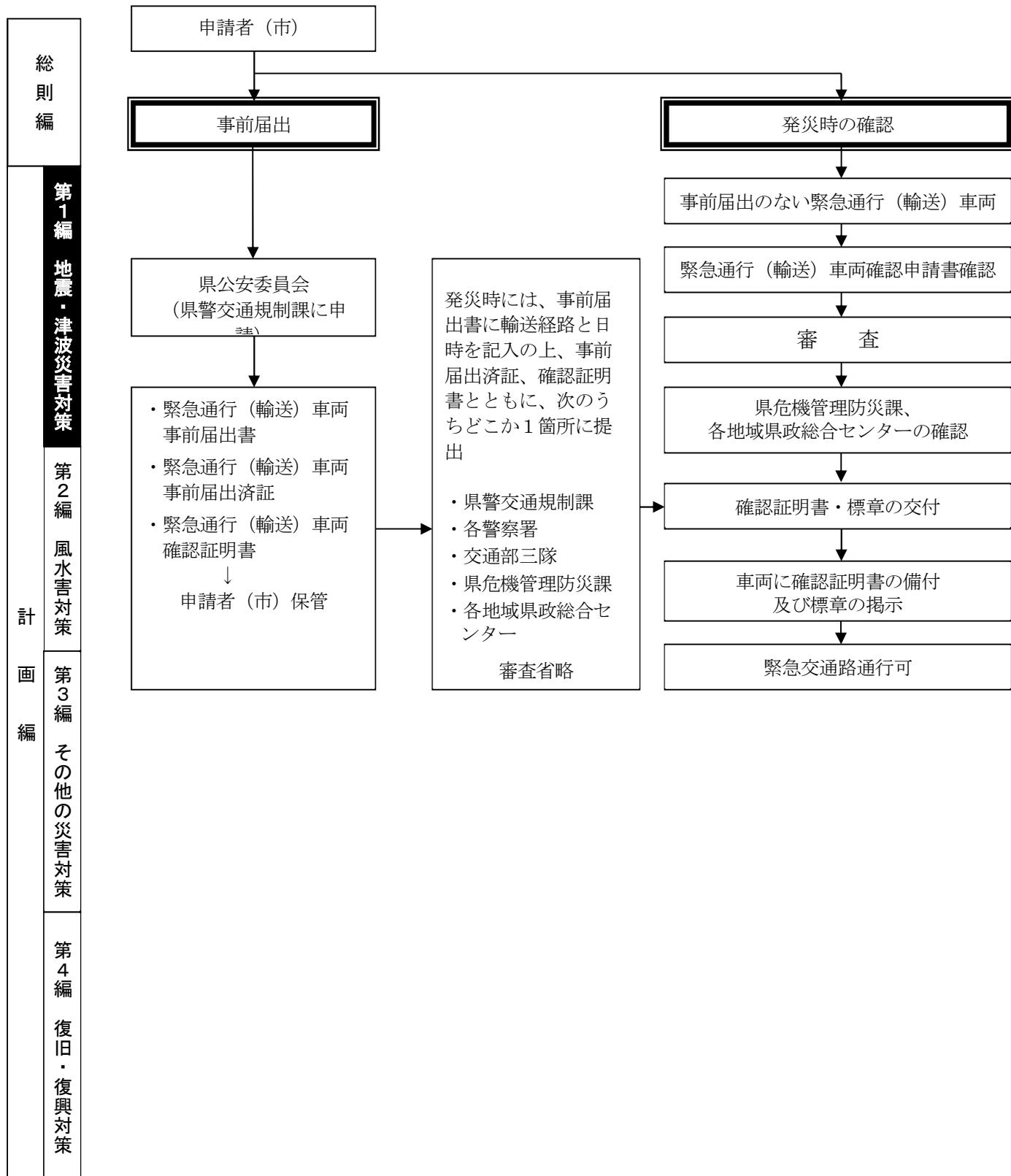
対象車両は、次のとおりです。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に基づく災害時において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を輸送するための緊急通行車両
- (2) 災害応急処置を実施するための緊急通行車両
- (3) 地域防災計画に基づき使用される車両で、国及び地方公共団体、指定公共機関（電気、ガス事業等指定法人）の保有する車両、契約により常時専用する車両若しくは他の団体等から調達する車両

2 事前申請及び確認事務フロー

緊急通行（輸送）車両の事前申請及び確認事務のフローは、次に示すとおりです。

図 事前申請及び確認事務フロー



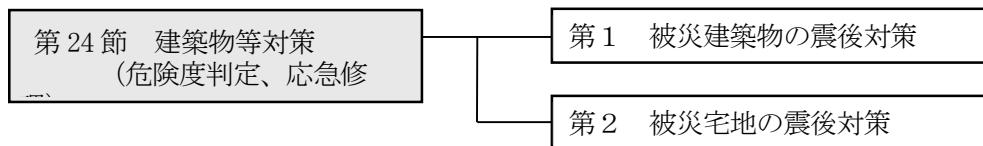
第24節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

【施策の方向】

大規模地震に伴い、様々な二次災害が誘発されます。余震等による被災建築物の倒壊や外壁、窓ガラス等の部材の落下等がもたらす二次災害の発生もそのうちの一つです。

本節では、被災建築物等による二次災害を防止し、被災市民の不安を解消するための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 被災建築物の震後対策

1 応急危険度判定体制の整備

市は、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する被災建築物応急危険度判定士養成講習会を活用し、被災建築物応急危険度判定士の養成及び体制の整備を図ります。

また、同協議会を通じて先進都市の事例等情報収集に努めるとともに、関係団体の参加等を含めた訓練等を行い、実施体制の確立を図ります。

2 被災建築物の補強・改修等

地震により被災した建築物を継続して使用する場合、被災建築物の補強・改修等を早急に実施する必要が生じます。

このため、市は、補強・改修の早期実施に向け、関係団体と連携し、実施方法の検討を行います。

第2 被災宅地の震後対策

市は、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する被災宅地危険度判定士養成講習会を活用し、被災宅地危険度判定士の養成及び体制の整備を図ります。

また、同協議会を通じて先進都市の事例等情報収集に努めるとともに、関係団体の参加等を含めた訓練等を行い、実施体制の確立を図ります。

第25節 ライフラインの応急復旧対策

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

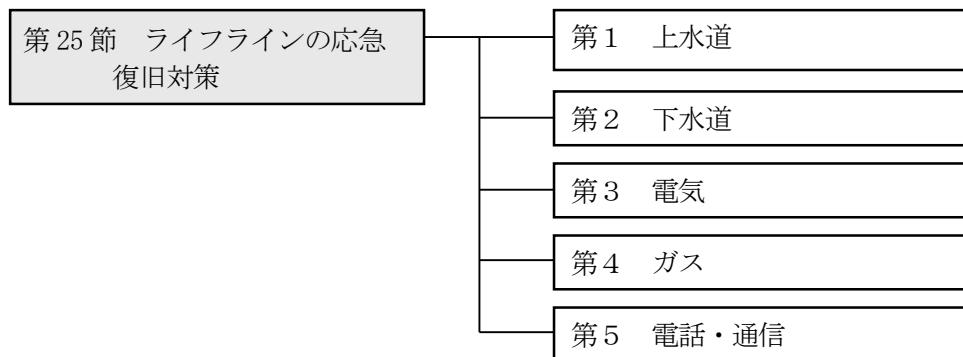
【施策の方向】

東日本大震災では、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生するとともに、余震等の発生により復旧に時間を要しました。ライフライン施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧のための重要な使命を担っています。

このため、各ライフライン事業者においては、平常時から応急復旧が迅速に行えるよう態勢を整えておく必要があります。

本節では、ライフライン施設の安全強化対策及び災害時の応急復旧体制について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 上水道

県企業庁は、県内水道事業者や近隣都県等との相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受け入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。

また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう対策を進めます。

更に、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への自家発電機の整備を進めます。

市は、水道の安全供給が行われるまでの期間、給水活動を行います。給水活動については、第2章 第8節 生活救援活動に記載しています。

第2 下水道

(1) 市は、下水道施設について、短期・中期・長期の目標を設定した防災計画を策定するとともに、同計画に基づき、管路や土木構造物等、機械・電気設備の耐震化等の整備を推進します。

また、定期的な保守点検を行い、必要に応じて補修又は改良に努めます。

(2) 市は、鎌倉市下水道B C P（業務継続計画）等に基づいて、下水道施設の復旧にあたる

ものとし、土木・建設団体等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化等、災害時の早期復旧に向けた対策強化を図ります。

第3 電気

- (1) 東京電力パワーグリッド(株)は、他電力会社との相互支援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄、応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車等の確保、非常災害対策要員の確保等の事前対策を講じており、今後も応急復旧体制の充実に努めます。
- (2) 東京電力パワーグリッド(株)は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、被災地域の市民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、災害対策本部等との情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。
- (3) 東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する停電状況等被害情報の伝達に係る体制の整備に努めます。
- (4) 市は、東京電力パワーグリッド(株)と災害時における停電の早期復旧や停電の未然防止活動等を行う上での連携体制を構築しておきます。

第4 ガス

- (1) 東京ガスネットワーク(株)では、地震が発生した際の供給停止区域を最小限に抑えるため、低圧導管網を複数のブロックに分けることにより、被害が大きい地域との切り離しが可能となっています。特に液状化や津波被害が想定される地域については、ブロックを細分化し、被害が広範囲に及ぶことを防止しています。（津波ブロック）
- (2) 東京ガスネットワーク(株)は、非常用設備の整備として、連絡・通信設備、コンピューター設備、自家発電設備の整備に努めるとともに、ガス工作物の事故の未然防止を図ります。また、災害対策用資機材等の確保に努め、調達体制を整備します。
- (3) 東京ガスネットワーク(株)は、利用者や他工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を推進します。
- (4) L Pガス事業者は、(公社)神奈川県L Pガス協会が中心となって、被災地の応急復旧体制の整備を進めます。
- (5) 市は、東京ガスネットワーク(株)及びL Pガス事業者とガスの応急復旧を行う上での連携体制を構築しておきます。

第5 電話・通信

- (1) 東日本電信電話(株)神奈川事業部は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車、ポータブル衛星車等の配備を行い、災害時には、避難場所に被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。
- (2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDD I(株)は、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備するとともに、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。
- (3) 各社ともに、電話・通信の輻輳（ふくそう）時における災害時優先電話の確保と、一般加入電話の利用制限等を行います。

- (4) 安否確認のための通話等が増加し、通話がつながりにくい状況になった場合に、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、東日本電信電話(株)では「災害用伝言ダイヤル(171)」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は「災害用伝言板」の運用を開始します。
- (5) 市は、市災害対策本部や避難所等への臨時電話の設置が早期・円滑に実施されるよう事前の調整を行います。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

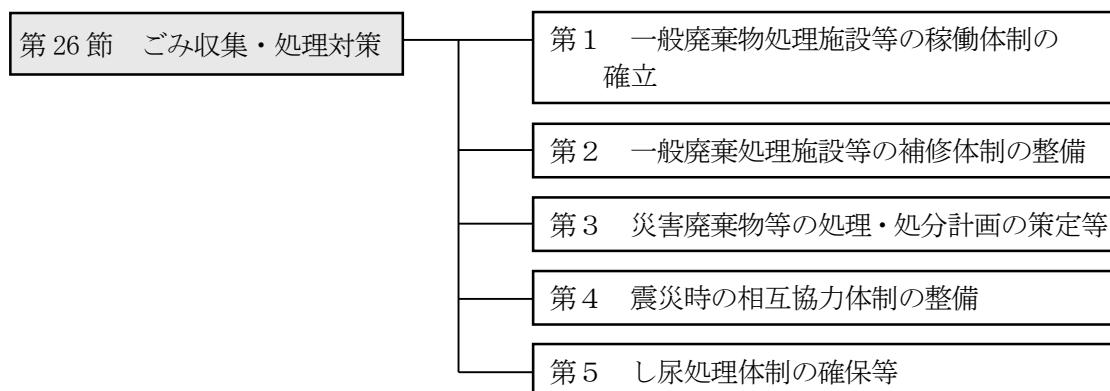
第26節 ごみ収集・処理対策

【施策の方向】

東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で約2,300万トンの災害廃棄物が発生しました。本市においても、地震・津波が発生した場合、膨大な災害廃棄物の発生が予想されることから、平常時から、発災後の災害廃棄物対策を十分に検討しておくことが重要です。

本節では、こうした状況を踏まえ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための事前対策について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 一般廃棄物処理施設等の稼働体制の確立

地震等に伴う停電により、廃棄物処理施設の稼動に支障が生じることが予想されることから、市は、非常用自家発電設備等を整備するとともに、上水道の支障による断水に備え、各施設の非常用水源の確保に努めます。

第2 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

1 一般廃棄物処理施設等の修復

市は、一般廃棄物処理施設等を修復するための点検手引きをあらかじめ作成しておくものとします。

また、点検、修復に備え、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立します。

2 資機材や燃料の備蓄・保管

市は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要となる資機材について、本市で備蓄、あるいは、関係団体等との協力支援協定の締結、平常時の納入業者との事前協定等により確保を図ります。

燃料については、灯油等の備蓄を行うほか、燃料の供給協力に関する協定に基づき、必要量を確保するものとします。

その他、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

3 仮設施設の検討

市は、災害時に大量に発生するがれき、粗大ごみ等本市で処理できない一般廃棄物について、広域処理を優先的に検討することとなります。併せて仮置場での仮設施設（選別、破碎、焼却）について、本市に設置する場合も想定し、最新情報（メーカー、連絡先、機種、制約条件等）の収集・整理に努めます。

第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

市は、災害廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、損壊家屋の解体・撤去、仮置場の設置等について定めた「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を計画的かつ効率的に処理するための体制を整えておきます。

第4 地震時の相互協力体制の整備

災害廃棄物の処理にあたっては、平常時の処理体制のみでは、迅速な対応が困難となることが予想されるため、市は、平常時から自衛隊や警察、消防本部、近隣自治体及び関係団体等と調整し、災害時の連携体制・相互協力体制を整備します。

第5 し尿処理体制の確保等

市は、し尿処理施設の破損等によりし尿処理が不能となった場合に備え、体制の整備に努めます。

また、災害時におけるトイレ対策として、平常時より、避難所での仮設トイレの備蓄、協力支援の要請先の整理、携帯トイレの備蓄に努めます。

なお、簡易トイレ（携帯トイレ）から排出されるし尿は、可燃ごみとして処理します。

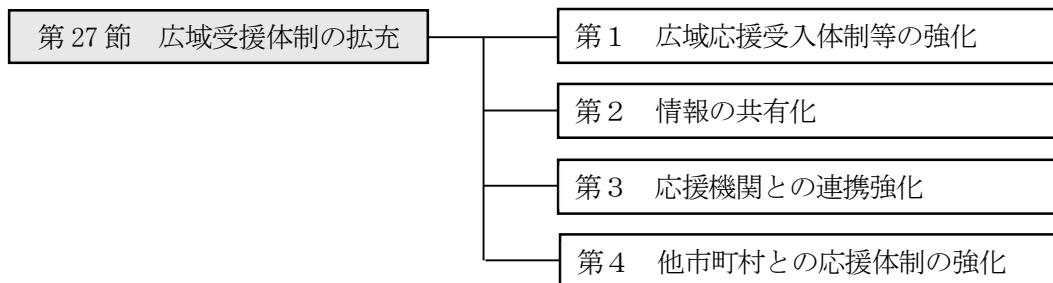
第27節 広域受援体制の拡充

【施策の方向】

大規模地震が発生した場合、市役所本庁舎や職員等の被災により行政機能が低下する中であっても、応急復旧活動や被災者支援等の業務を行う必要があり、国や県、他の自治体、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められます。

本節では、大規模地震等が発生した場合に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援体制の基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 広域応援受入体制等の強化

1 受援計画の作成

市は、大規模地震が発生した際に、外部からの応援を円滑に受け入れるため、「鎌倉市災害時受援計画」を作成し、人的支援及び物的支援の円滑な受入れのための体制を整備します。

2 支援の受入拠点の確保

災害発生時に応援を受ける支援部隊を受け入れるために、支援部隊の活動拠点となる集結地や滞在するための場所等の確保が必要です。広域応援部隊の進出拠点や大規模な広域防災拠点は、国等の応援部隊の派遣機関や県が整備します。

市は、活動拠点について候補地を選定し調整を進めるとともに、発災後は速やかな確保を行います。

また、市は、物的支援（物資供給）の受入れ機能の強化を図ります。

第2 情報の共有化

県は、県災害情報管理システムにより防災基礎情報をデータベース化しており、市町村等の関係機関がデータを更新することで防災に関する基礎的な情報を共有しています。

市は、広域的応援の円滑な受入れのため、情報の共有化を図ります。

第3 応援機関との連携強化

市は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、防災資機材等の整備充実を図ります。

また、災害発生時における国内・外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県、関係機関等と連携し、ボランティア受入体制の整備等に努めます。

更に、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模地震等による同時被災を避ける観点や本市の特性に対応した歴史文化資源、文化財保護等への支援が期待できるといった観点から、遠方に所在する自治体間の協定締結も推進します。

第4 他市町村との応援体制の強化

市及び県は、大規模地震等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、横須賀三浦県政総合センターの地域ブロック内の市町間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

また、市は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

第28節 災害救援ボランティア活動体制等の充実強化

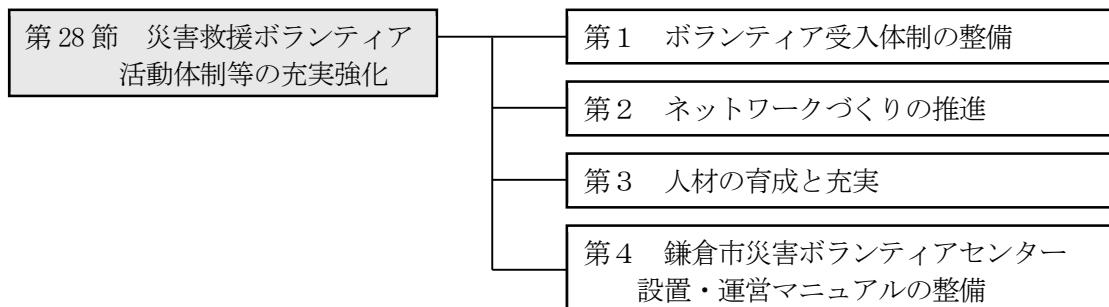
【施策の方向】

大規模災害時には、ボランティアグループ、NPO等による救援や生活再建等の様々な支援活動が行われ、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしています。

災害時のボランティア活動について、市は、県や関係機関と連携してボランティアの活動環境の整備に取り組むことが重要です。

本節では、災害救援ボランティア活動に関する事前対策について、基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 ボランティア受入体制の整備

市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。

第2 ネットワークづくりの推進

市及び市社会福祉協議会並びに(公社)鎌倉青年会議所は、平常時から市災害ボランティアセンターの設置・運営に係る研修や訓練の実施等を通じて、災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

第3 人材の育成と充実

市及び市社会福祉協議会は、大規模地震発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした研修会や講座等に関係職員を派遣します。

また、市及び市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

第4 鎌倉市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備

市社会福祉協議会は、(公社)鎌倉青年会議所とともに、大規模地震発生時等に応急対策を実施するにあたり、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを作成し、ボランティア団体等と連携した防災訓練を実施するとともに、作成したマニュアルの内容の随時検証・見直しを行います。市は、上記活動に対し協力・支援します。

◆ 『地域防災力の向上』の構成

地震等の被害を最小限に抑えるためには、普段からの備えが大切であり、また、「自助」・「共助」それぞれが役割を果たしていくことが大切です。

『地域防災力の向上』では、「自助」・「共助」の取組を促進し、地域における「地域防災力」の向上を図るために必要な対策について定めます。



第29節 防災意識の向上

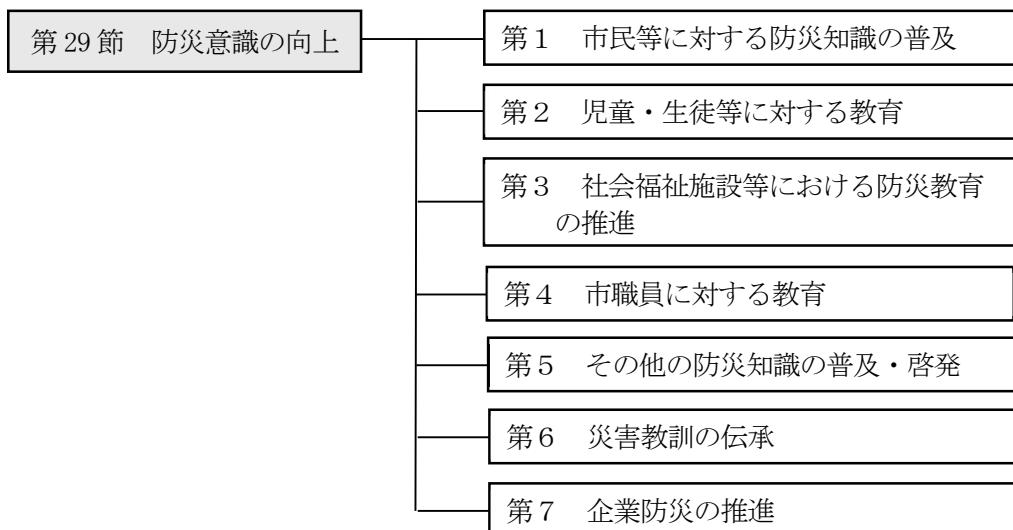
【施策の方向】

地震直後の災害から身を守るために、自ら守る「自助」はもちろん、近隣の人々が助け合う「共助」が極めて重要です。自助・共助・公助が相互に連携することで、被害を最小限に抑えることができ、また、早期の復旧・復興にもつながります。

また、災害に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう、平常時から市民等の防災意識の向上を図る必要があります。

本節では、市民等の防災意識の向上を図るための基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 市民等に対する防災知識の普及

市は、市民等に対して、あらゆる手段・機会を利用して防災知識の普及の徹底を図ります。

その際には、要配慮者等への十分な配慮や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や情報提供に努めます。

1 普及方法

(1) 広報媒体等による普及

- ア 広報かまくら、市ホームページ等市の広報媒体による普及
- イ 津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、防災啓発冊子等防災関係資料の配布による普及
- ウ 防災講演会や防災に関するイベント等の開催による普及
- エ テレビ、ラジオ等による普及（市の防災に関する取組を発信）

(2) 防災講話や生涯学習活動を通じての普及

(3) 自主防災組織を通じての普及

2 市民等に対する普及内容

市は、関係機関と協力して、市民、自主防災組織、事業所の従業員等に対して、災害時におけるべき措置、防災応急対策等、次の内容について、その周知を図ります。

- (1) 地震・津波に関する知識、地域の地震・津波災害の危険度等
- (2) 地震・津波発生時における正確な情報の入手方法
- (3) 市及び関係機関が講ずる防災応急対策等の内容
- (4) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時におけるべき行動
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (6) 避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時におけるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (8) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (9) 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (10) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (11) 自主防災組織の活動内容
- (12) 地震保険への加入促進
- (13) その他地震対策に必要な事項

3 自主的な防災活動の普及

市は、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）等において、県、関係機関及びボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

4 市民の心得

市は、市民に対して、おおむね次の内容についての心得やその考え方の普及を図ります。

- (1) 平常時心得
 - ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。
 - イ がけ崩れ、出水に注意すること。
 - ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。
 - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
 - オ 消火器、感震ブレーカーの設置、浴槽への水の確保、住宅用火災警報器の設置等初期消火に備えること。
 - カ 食料（最低3日分、推奨1週間分）、飲料水、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器、モバイルバッテリー等の備蓄、携帯トイレ、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の準備、

自動車へのこまめな満タン給油等を行うこと。

- キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。
- ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。
- ケ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につけること。
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずること。

(2) 発災時の心得

- ア 正しい情報に基づき冷静に行動すること。
- イ がけ、海、川には近寄らないこと。
- ウ 市民が協力して応急救護を行うこと。
- エ 秩序を守り、衛生に注意すること。
- オ 安否確認等は、東日本電信電話(株)の「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等を活用すること。
- カ 避難行動要支援者への支援を行うこと。
- キ 災害時の男女双方の視点に配慮すること。
- ク 緊急地震速報を受けた時に適切な行動をとること。

(3) 避難時の心得

- ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。
- イ 非常食、飲料水、医薬品、懐中電灯、軍手、ラジオ、コンタクトレンズ・眼鏡の予備（コンタクトレンズ常用者）等を携行すること。
- ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。
- エ 来街者や観光客（外国人を含む）に避難方法・避難場所を案内すること
- オ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。
- カ 感染症流行期においては、分散避難の検討や感染症対策用品を携行すること。

5 自動車運転者等に対する周知

市は、鎌倉市交通安全協会、県警察や交通安全関係団体等と連携を図りながら、自動車の運転者等に対し、災害時における自動車の運行措置について様々な機会を通じて周知します。

第2 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会、学校等は、児童・生徒等に対して、災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れるなど、防災教育の徹底に努めます。

第3 社会福祉施設等における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるための防災教育を推進します。

第4 市職員に対する教育

市は、市職員の防災意識の更なる向上と専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を

図るため、新採用者等も含め訓練、講習会等を開催し、次の事項を中心に防災教育を推進します。

- (1) 市地域防災計画の内容
- (2) 災害に関する知識
- (3) 市職員が果たすべき任務分担
- (4) 防災対策として現在講じられている対策
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動
- (6) 今後、防災対策として取り組む必要のある課題
- (7) 感染症流行時に災害が発生した場合の対応

第5 他の防災知識の普及・啓発

市は、南海トラフ地震臨時情報（「調査中」、「巨大地震注意」、「巨大地震警戒」）等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合、あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難場所・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。

第7 企業防災の推進

1 企業等における防災への取組

企業等は、災害時における顧客、従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域防災活動への協力等の社会的な責務を十分認識したうえで、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化や機能の分散化、復旧計画等各種計画の作成や見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。

更に、被災による事業停止による深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的とした事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めます。

2 企業等への指導・助言

市は、事業所での安全確保、防災体制の整備等が十分に検討されていない企業等を把握した場合は、実態に即した防災体制が確立されるよう助言します。

また、災害時において一斉帰宅者の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者、利用者等について、一時収容対策を図るよう要請します。

第30節 自主防災組織の育成強化

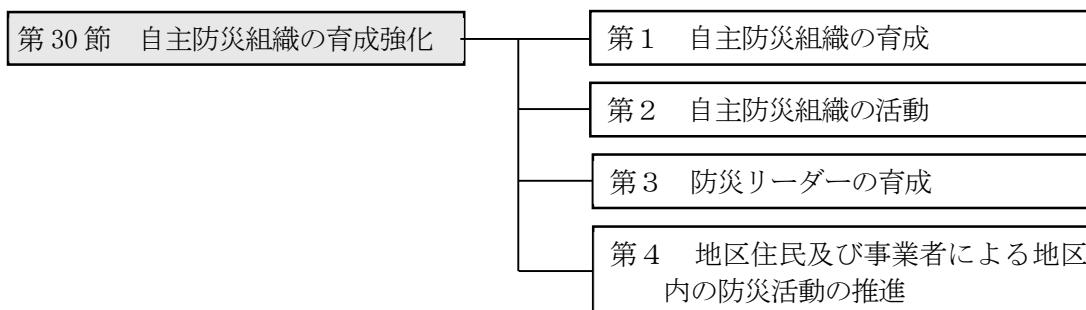
【施策の方向】

大規模地震等においては、公助による応急活動には限界があり、自分の身は自分で守る「自助」や地域で互いに協力しながら助け合う「共助」が重要になってきます。

地域・近隣住民の自助・共助に対する意識、連帯感が被害を最小限に抑えることにつながり、そうした観点からも自主防災組織活動の充実が重要となります。

本節では、自主防災組織の育成強化や活動に係る基本的な方針を定めます。

【施策の体系】



第1 自主防災組織の育成

1 自主防災組織の結成促進

本市の自主防災組織の結成率は90%を超えており、市は、地域の防災活動を促進するため、自主防災組織未結成地区における結成促進を図ります。

なお、結成においては、女性の参画促進や多様な世代が参加できるよう、活動環境の整備に努めます。

2 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織が災害発生等に有効に活動できるよう、組織の充実強化を図るための指導及び支援を行います。

また、自主防災組織の活動を通じて、市民同士の連帯感と防災意識を高め、災害に強い地域づくりを推進します。

3 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に發揮するために、あらかじめ組織の編成を定めておきます。組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ次の点に留意します。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、地域住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成します。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼間の活動に支障のないよう組織を編成します。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛防災組織と連携を密にします。

(2) 自主防災組織の規約及び防災計画

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。

また、規約に基づいて防災計画を作成し、平常時及び非常時の活動内容を策定します。

4 自主防災組織の活動支援

市は、自主防災組織の活性化を図るため、次のような活動を支援します。

(1) 防災資機材等の整備補助

防災資機材等の整備にあたり、自主防災組織に対し「鎌倉市自主防災活動育成費補助金」を交付します。

(2) 自主防災組織育成のための職員派遣

ア 要請による講習会等の防災知識の普及活動

イ 防災訓練等の指導

ウ 防災計画立案等の指導及び助言

(3) 自主防災組織への資料提供

自主防災組織の育成にあたり、次の資料を提供します。

ア 防災知識普及に関する資料

イ 防災組織の結成及び育成に関する資料

(4) 防災訓練に係る補助

ア 自主防災組織が実施する防災訓練のうち、消防職員の指導による消火訓練で、自主防災組織が使用する訓練用消火器の購入等に対する補助を行います。

イ 防災訓練開催に伴う経費について、自主防災組織連合会に加盟している自主防災組織において実施する場合には補助を行います。

第2 自主防災組織の活動

自主防災組織の平常時及び発災時等の主な活動は、次のとおりです。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

様々な機会を活用して、地域住民に対し、防災に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 防災訓練の実施

発災時に、地域住民が適切な措置をとることができるよう、防災訓練を実施します。訓練には、次のような個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、地域の特性を加味した訓練を実施します。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出・救助訓練

エ 応急救護訓練

(3) 防災点検の実施

地域住民による家庭内の点検及び自主防災組織による地域の危険箇所等の点検を行いま

す。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な防災資機材の備蓄及び管理に努め、非常時において直ちに使用できるようになります。また、地域住民に対して、防災備蓄倉庫内の資機材の内容、使用方法等について周知するよう努めます。

2 発災時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に市へ報告するとともに、関係機関の提供する情報を地域住民に伝達し、的確な応急活動を実施します。

このため、あらかじめ次の事項について検討し、定めておきます。

ア 連絡をとる関係機関

イ 関係機関との連絡のための手段

ウ 関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて市に報告し、混乱・流言飛語の防止にあたります。

(2) 出火防止及び初期消火

各家庭に対し、火の元の点検・確認等の出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等を使い、隣近所と協力して初期消火に努めます。

(3) 救出・救助活動の実施

家屋の崩壊やがけ崩れにより、下敷きになった人をジャッキ、バール、チェーンソー等を用いて、速やかに救出活動を実施します。この場合、自らの安全確保を優先することとします。

(4) 応急救護活動の実施

負傷者に対しては、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、仮設救護所等へ搬送します。

3 避難の実施

市より避難指示が出された場合には、地域住民に対して迅速に広報し、円滑に避難場所へ誘導します。

なお、避難の実施にあたり、避難誘導責任者は、次のような危険がないことを確認しながら誘導します。

(1) 市街地……………火災、落下物、危険物

(2) 山間部・起伏の多いところ…………がけ崩れ、地すべり

(3) 低地……………浸水

また、危険防止のため避難経路は、1ルートだけでなく、複数の道路をあらかじめ検討しておきます。

更に、要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させます。

4 給食・救援物資の配布及びその協力

被災者に対する炊き出しや救援物資の支給にあたっては、自主防災組織が保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する救援物資の配布活動に協力します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第3 防災リーダーの育成

市は、研修の実施等により、共助の中心となる防災リーダーや女性リーダーの育成を推進します。

第4 地区住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施や物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成することができます。

市防災会議は、市と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的に、必要があると認めるときは、地区住民等が作成する地区防災計画を本地域防災計画に定めます。

市は、地域防災力の向上に向けて、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重し、地域密着型の防災計画として地区防災計画の作成を支援・推進します。

第31節 防災訓練の実施

【施策の方向】

大規模地震が発生した場合に、迅速・適切な災害応急対策を実施できるよう、過去の災害教訓等を踏まえ、平常時から実践的な防災訓練を継続的に実施することが重要です。

本節では、防災訓練の実施について基本的な方針を定めます。

【施策の体系】

第31節 防災訓練の実施

第1 多様な防災訓練の実施

第1 多様な防災訓練の実施

市は、地震被害想定調査の結果や地域の実情等を踏まえ、大規模火災や津波等、多様な場面を想定した防災訓練を実施します。その際には、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等に十分配慮した訓練の実施に努めます。

また、夜間や市内における大規模災害の発生、県内外における広域的な対応訓練を実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟に努めるとともに、要配慮者を含めた実践的な訓練を実施します。更に、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。

なお、防災訓練には、次のような種類があります。

1 防災訓練の種類

(1) 総合防災訓練

各種災害を想定して、関係機関、各事業所、市民その他関係団体等の協力を得て、業務（事業）継続計画（B C P）の実効性の確認を含めた応急対策活動を総合的に実施します。

(2) 避難所運営訓練

災害時における避難所の開設運営が円滑に行われるよう、炊き出し訓練や仮設トイレの設置訓練等の避難所運営訓練を実施します。

(3) 通信訓練

地震情報や津波警報・注意報等の情報の受伝達、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指示を迅速かつ適切に行えるよう、必要に応じて通信訓練を実施します。

(4) 参集訓練

勤務時間外に災害が発生した場合に、災害に対処するため必要な人員を早期に参集・動員し、活動体制を確立するための訓練を実施します。

(5) 災害対策本部等設置、運営訓練

災害発生時を想定し、災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施します。また、訓練に際しては、図上訓練の実施により、参加者の意思決定と役割・行動の検証を図ります。

(6) 消防訓練

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

火災の防ぎよ及び避難者の安全確保等火災による被害を軽減するため、消防活動訓練を実施します。

(7) 避難訓練

避難指示、避難誘導等、地域住民を安全に避難させるための訓練を実施します。

(8) その他の訓練

必要に応じ、独自に、又は関係機関と連携、協力して個別訓練を実施します。